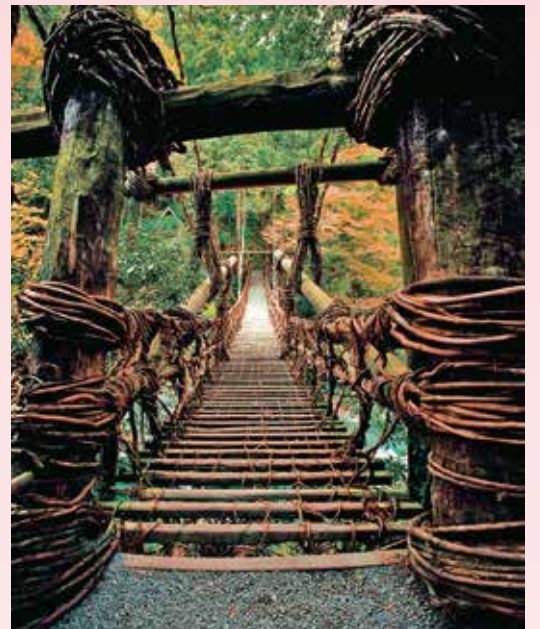


# 阿波の自治



2

巻頭言

## 社会の変化に柔軟に対応する 組織改革による機能強化と地方創生の牽引

徳島大学長 香川 征

5

特集

## 徳島県の国際戦略について ～インバウンド・輸出戦略～

徳島県国際戦略課長 藪下 武史

15

地方自治雑感

## 宝の島・徳島

農林水産省中国四国農政局 地方参事官

徳島支局長 齊藤 敏明

18

市町村情報

### お国自慢コーナー

美馬市	18
板野町	20
上板町	22

### 研修生だより

ふるさとを想う	吉野川市監査委員事務局局長補佐 岡本 潔	24
研修の思い出	阿南市人事課係長 西岡 賦文	26

## 「行政不服審査法」を受講して

小松島市産業建設部住宅課係長 中野博文 …… 28

## 30

## 実務コーナー

## 女性の活躍とワークライフバランスの推進について

市町村課主事（行政担当） 田根正博 …… 30

## 平成27年度地方交付税制度の改正について～地方創生を見据えて～

市町村課主事（企画財政担当） 石井里奈 …… 34

## 地方創生の概要について

市町村課主事（企画財政担当） 大西啓治 …… 39

## 公営企業会計の適用推進について

市町村課主事（企画財政担当） 岸田克也 …… 44

## 山村振興について

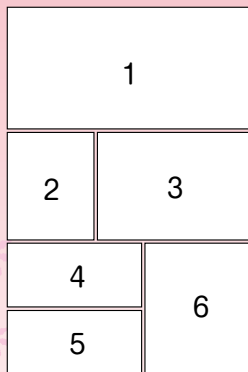
地域振興課主事（地域企画担当） 馬場達郎 …… 48

## マイナンバー制度導入へ向けた講ずべき安全管理措置について

地域振興課主事（情報企画担当） 黒須洋子 …… 54

こちら編集部 …… 58

## 阿波の自治



## ■表紙写真 三好市

- 1 井川スキー場
- 2 大歩危峡の舟下り
- 3 妖怪まつり
- 4 かかしの里
- 5 塩塚高原
- 6 西祖谷かずら橋



# 社会の変化に柔軟に対応する 組織改革による機能強化と地方創生の牽引

徳島大学長

香川 征

## はじめに

徳島大学は、昭和二十四年に学芸学部、医学部及び工学部の三学部で発足しました。これらの前身は、それぞれ官立徳島師範学校、官立徳島青年師範学校、官立徳島医科大学及び官立徳島工業専門学校であります。これらを遡れば、徳島師範期成学校（明治七年設置）、県立徳島医学専門学校（昭和十八年設置）、官立徳島高等工業学校（大正十一年設置）に至る歴史と伝統ある国立大学です。

現在の徳島大学は、総合科学部、医学部、歯学部、薬学部及び工学部の五学部、大学院は、総合科学、医学、口腔科学、薬科学、栄養生命科学、保健科学、先端技術科学の七教育部を擁する総合大学に発展し、創立以来、学部・大学院を合わせ五万五千人を超える有為な人材を輩出し、地域のみならず我が国の発展に寄与して参りました。本学の卒業生は、青色LEDの発明者で二〇一四年度ノーベル物理学賞を受賞した中村修二教授（現力リフォルニア大学サンタバーバラ校）を始めとして、地域のみならず全国そして世界で活躍しています。

科学、保健科学、先端技術科学の七教育部を擁する総合大学に発展し、創立以来、学部・大学院を合わせ五万五千人を超える有為な人材を輩出し、地域のみならず我が国の発展に寄与して参りました。本学の卒業生は、青色LEDの発明者で二〇一四年度ノーベル物理学賞を受賞した中村修二教授（現力リフォルニア大学サンタバーバラ校）を始めとして、地域のみならず全国そして世界で活躍しています。

学部附属病院長と合計十年間病院長を務めた後、平成二十二年から学長に就任し、今年、任期満了となる六年目を迎えております。

学長に就任して以降、さまざまな大学改革に取り組んで参りましたが、本稿では、その集大成ともいえる本学の学部再編と地方創生に向けた取組を紹介させていただきます。

## 社会が求める人材の育成を 目指し学部・学科を再構築

超少子高齢化の進展、さらにはグローバル化による競争激化など国立大学を取り巻く環境の変化から、文部科学省は平成二十五年十一月に「国立大学改革プラン」を発表しま



した。その内容は、平成二十五年度から平成二十七年までの三年間を「大学改革加速期間」として設定し、

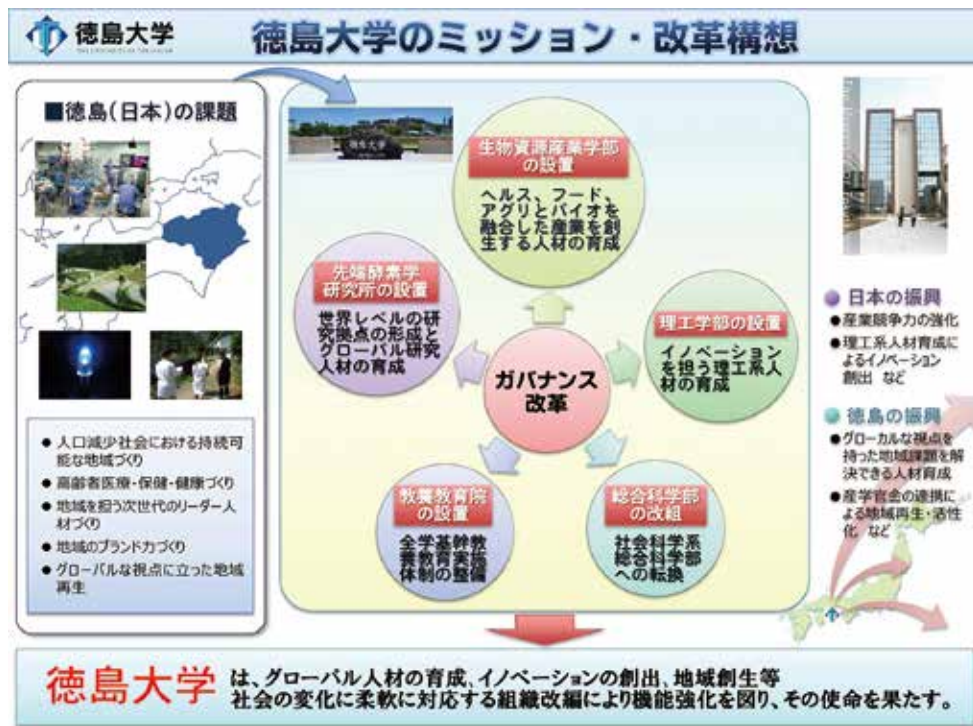
各大学の機能強化の視点として、①強み・特色の重点化、②グローバル化、③イノベーション創出、④人材育成機能の強化の四項目を掲げ、社会の変化に対応できる教育研究組織づくりを求めるものです。

このような背景を受けて、本学の強みである「生命系・理工系」をさ

源を有し、農林水産物に恵まれているにもかかわらず、一次産業と二次、三次産業との連鎖を促す仕組みが弱

### 地方創生のフラッグシップ「生物資源産業学部」

徳島県は、土地、水など豊富な資



らに伸ばし、急速かつ革新的に進展している生物、生命、理工学分野において、地域そして世界で産業競争力の強化に貢献できる専門的知識かつ多様性を持つた人材を養成するため、「生物資源産業学部」を新設、工学部を「理工学部」に、総合科学部を社会科学系に特化した「総合科学部」に改組し、平成二十八年

度からスタートします。

いためにそのポテンシャルが活かされていない状況にあります。

また、徳島県は「農林水産業の推進・農林水産分野における人づくり」を主要施策として掲げておりますが、中国・四国地区に農学系学部がないのは徳島県だけであるため、地域からも、地域に根ざし世界を見据えた農学系新学部の設置、すなわち、次代の本県農業を支える人材育成のため、高等学校から大学へ続くキャリアアップシステムの確立が強く求められていました。

本学は、特に生命科学に関する人材が豊富であり、「工学部生物工学科」や「農工商連携センター」においては、医療、食料、農業分野に関するバイオ技術、また、「総合科学部環境共生コース」では、森林資源や水産資源の利用、環境保全、さらに、「医学部医科栄養学科」では、食素材や食品の研究、「薬学部」では、植物資源の機能性に関する高度な研究が行われてきました。そこで、これらの人材を集中させることにより、本学の人的資源を最大限に活用し、「ヘルス(医)・フード(食)・アグリ(農)」とバイオテクノロジー(生命工学)の融合」をキーワードに、農山漁村にイノベーションを起こし

地域を活性化する人材、バイオ産業を創出し経済を活性化する人材を輩出できる新しい学部「生物資源産業学部」を新設します。

生物資源産業学部では、「一次産業、食料、生命科学に関する幅広い専門知識と、生物資源の製品化、産業化に応用できる知識と技術を有し、国際的視野に立って、生物資源を活用した新たな産業の創出に貢献できる人材」を養成する人材像として掲げ、「応用生命コース」「食料科学コース」「生物生産システムコース」の三つの履修コースを設置します。

「応用生命コース」では、生物工学的アプローチによる生物資源へのルイスサイエンスへの応用、製品化によってバイオ産業の育成と経済の発展に貢献できる能力を、「食料科学コース」では、栄養・健康の観点から生物資源を捉え、食料問題の解決、有用成分の発見と機能食品開発によって食品産業の育成と経済の発展に貢献できる能力を、「生物生産システムコース」では、農工商連携による生物資源の生産管理システム、育種・品種改良、資源の高機能化によって一次産業を発展させ、地域社会・経済の活性化に貢献できる能力を身につけます。

本学部の最大の長は、学部名称に「産業」を付しているように、多様な生物資源とその応用に関する基礎知識と専門知識のみならず、商品開発と産業化に必要なマーケティング、経済経営に関する講義と長期インターンシップにより現場での実践力を身につける学習プログラムを構築していることです。地方創生のフロンティアとして、本県の豊かな生物資源を活かした新たな産業を創出する人材の育成を目指して参ります。

## イノベーション創出人材を育成する「理工学部」

総合科学部自然科学分野の教員と生物工学科を除く工学部教員を再配置し、これまで工学部において培ってきた「ものづくり」を中心とした教育研究と、総合科学部自然科学分野で行ってきた「自然科学の真理の探究」の融合により、新たな創造力を生み出す「理工学部」に発展的に改組します。

理工学部では、本学独自のSTEM教育（科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics））に重きを置く教育システムを構築し、「社会

基盤デザイン」「機械科学」「応用化学システム」「電気電子システム」「情報システム」「応用理数」の六コースにより、学生の志向や適正に合わせた理工学教育を行います。

また、六年一貫カリキュラムを導入して、学部から大学院に連なる一貫した教育プログラムを構築し、グローバルな視野を持つ指導的技術者、研究者の養成を行います。理学と工学が融合した「融合知識」によりイノベーションを創出する人材を育成し、地域の活性化を目指して参ります。

## 地域の中核を担う人材を育成する「総合科学部」

生物資源産業学部の新設と、理工学部への改組に伴い、総合科学部を社会科学系に特化した学部へ改組します。新しい総合科学部は、既存の人間文化学科と社会創生学科を一学科に再編し、これまでのミッションである「まちづくり・地域づくり」を担う地域人材を育成する「心身健康コース」「公共政策コース」「地域創生コース」に加え、新たに「国際教養コース」を設置し、「地域のグローバル化」にも対応する学部へ改組し、地域活性化・地方創生の中核

的な役割を担う「イノベーター（革新者）」となる地域人材の育成を目指して参ります。

## 地元就職率の向上を目指す「COCプラス事業」の推進

政府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として文部科学省が進める「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COCプラス事業）」に、事業責任大学として申請した「とくしま元氣印イノベーション人材育成プログラム」が採択されました。

地域の「産」「学」「官」で事業協働体を形成し、雇用創出と就職率向上が期待できる「次世代技術」「地域医療・福祉」「六次産業化」「地域づくり・観光」の四分野において、地域ニーズを踏まえた専門教育やインターンシップにチュートリアル方式を取り入れた「寺子屋式指導法」などの教育プログラム開発や雇用創出に協働して取り組み、徳島のイノベーションに意欲と専門知識等の能力を持つ主体的に参画する「元氣印イノベーション人材」を育成し、県内就職率の向上を目指します。

※ COC : Center of Community

## おわりに

徳島大学は、「徳島の地（知）」の拠点として、地方創生及びグローバル化の視点から、産業界や行政さらには住民の期待に応え、地域振興の核となる「人材」教育や研究など、地域貢献に重点をおいた取組を進めるとともに、本学の強みや特色のある分野では、我が国、あるいは世界をリードする教育研究を重点的に推進するため、資源の再配分による全学的な組織改革を基軸として、教育研究機能の強化を図ります。

徳島大学は、これまで以上に、徳島県や各市町村、地元企業との連携を強化し、地方創生に貢献して参りますので、ご指導、ご支援、ご協力のほど、よろしく申し上げます。



# 徳島県の国際戦略について ～インバウンド・輸出戦略～

徳島県国際戦略課長 藪下 武史

今回は、本県の国際戦略、特に、外国人観光誘客（インバウンド）と輸出戦略についてご紹介させていただきます。

## 国際観光（インバウンド）

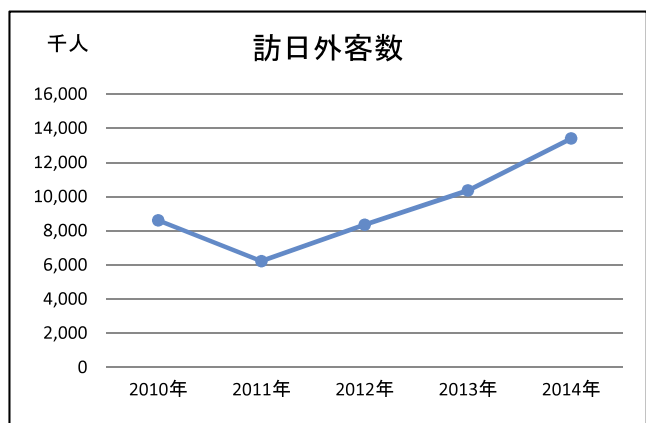
・日本全体における外国人観光客の現状

国においては、二〇一三年当時の小泉総理が、「二〇一〇年に訪日外国人旅行者を倍増の一、〇〇〇万人に」との施政方針演説に基づき、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開し、観光立国推進基本計画の策定に際し、同目標を国際観光の振興にかかる基本的な目標として位置づけることになりました。

皆様もニュースなどで、「ご存知の方もいらつしやると思いますが、「訪日外客数」いわゆる、日本にきた外国人の数は、年々増加傾向にあり、二〇一〇年に一、〇〇〇万人という目標は達

成できなかったものの、二〇一三年には一、〇〇〇万人を突破し、さらに二〇一四年は一、三四一万人に、そして二〇一五年は、二、〇〇〇万人に達する勢いで伸びています。

このように日本へ訪れる外国人観光客は増加しており、二〇一七年には、本県でラフティングの世界大会が、二



〇一九年にはラグビーワールドカップが、二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピックが、二〇二一年には関西ワールドマスタースターズゲームズが、日本で開催される予定であり、まだまだ伸びる可能性があり、本県としましては、キャンプ地誘致や、開催地誘致に取り組んでいます。

## ・外国人観光客の消費

国が公表した興味深いデータをご紹介します。

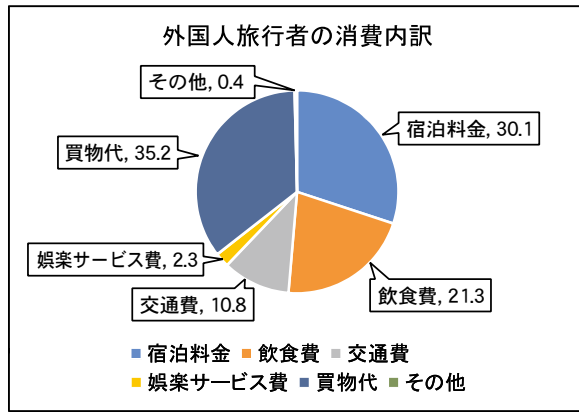
二〇一三年の日本人一人当たり年間消費額は一二四万円に対し、訪日外国人旅行者の一人一回当たり消費額は一三万七千円で、外国人旅行者が一人来れば、日本人一人分の消費をしつづけることとなります。

二〇一四年の訪日外国人旅行者の一人一回当たり消費額は一五万一千円に増加しています。日本全体では二〇一四年の訪日外国人旅行者の旅行消費額は、二兆二七八億円に達しており、国

においては、二、〇〇万人が訪れる年に、外国人旅行者による旅行消費額四兆円を目指すこととしています（観光立国実現に向けたアクション・プログラム二〇一五）。

国・地域別では一位が中国、二位が台湾、三位が韓国、四位がアメリカ、五位が香港となっています。

外国人旅行者全体での主な消費内訳を見ますと、買物代が三五・一％、続いて宿泊料金が三〇・一％、飲食費が二一・三％、交通費が一〇・八％となっています。



(平成26年 観光庁「訪日外国人消費動向調査」)

では、買物代で、こういった物をどこで購入しているかというところ、費目別購入率が高い順に、「菓子類」が六三・六％、「その他食料品・飲料・酒・た

費目別購入率および購入者単価（主要国籍・地域別）

費目	全国籍・地域		韓国		台湾		香港		中国		米国	
	購入率	購入者単価(円)	購入率	購入者単価(円)	購入率	購入者単価(円)	購入率	購入者単価(円)	購入率	購入者単価(円)	購入率	購入者単価(円)
菓子類	63.6%	9,779	70.2%	5,342	75.3%	10,122	64.2%	10,527	76.5%	13,345	32.1%	6,186
その他食料品・飲料・酒・たばこ	51.7%	11,464	51.3%	7,094	53.1%	8,722	51.2%	11,504	54.9%	15,025	46.3%	13,881
カメラ・ビデオカメラ・時計	9.4%	65,626	3.1%	28,701	4.7%	31,303	6.1%	46,530	26.1%	88,729	1.8%	27,612
電気製品	13.5%	40,942	3.5%	25,528	11.8%	29,450	8.8%	18,016	36.7%	55,985	5.1%	17,819
化粧品・香水	31.9%	22,312	24.7%	9,577	31.9%	14,162	37.0%	14,432	62.8%	37,315	5.0%	10,995
医薬品・健康グッズ・トイレタリー	31.8%	18,341	19.2%	9,098	61.3%	16,883	43.2%	10,955	50.2%	29,283	5.3%	6,628
和服(着物)・民芸品	14.0%	12,538	6.0%	5,559	10.8%	9,313	12.2%	18,406	11.5%	14,228	26.4%	16,461
服(和服以外)・かばん・靴	37.2%	32,343	24.2%	18,675	43.3%	24,058	59.5%	34,159	44.5%	55,397	20.0%	18,062
マンガ・アニメ・キャラクター関連商品	12.0%	10,967	9.8%	8,488	14.6%	10,729	16.0%	10,886	13.7%	12,757	9.9%	8,275
書籍・絵葉書・CD・DVD	11.0%	6,370	4.5%	5,654	13.6%	4,587	12.6%	4,600	11.9%	6,748	16.3%	7,591

(平成26年 観光庁「訪日外国人消費動向調査」)

ばこ」が五一・七％、「服(和服以外)・かばん・靴」が三七・二％、「化粧品・香水」が三二・九％、「医薬品・健康グッズ・トイレタリー」が三二・八％となっています。

購入場所については、「スーパー・ショッピングセンター」が七一・七％、「コンビニエンスストア」が六〇・四％、「百貨店・デパート」が六〇・〇％、「空港の免税店」が五九・六％、「観光地の土産店」が四三・八％となっています。

このように買物の内容や場所からも本県でも十分消費してもらえる可能性があります。少し特別なケースかもしれませんが、旅慣れた中国人が個人旅行で本県を訪れ、観光地化されたゴールデンルートより徳島が一番良かったと感想を述べており、買物も駅前のデパートで化粧品だけで一五万円も消費したという例があるそうです。

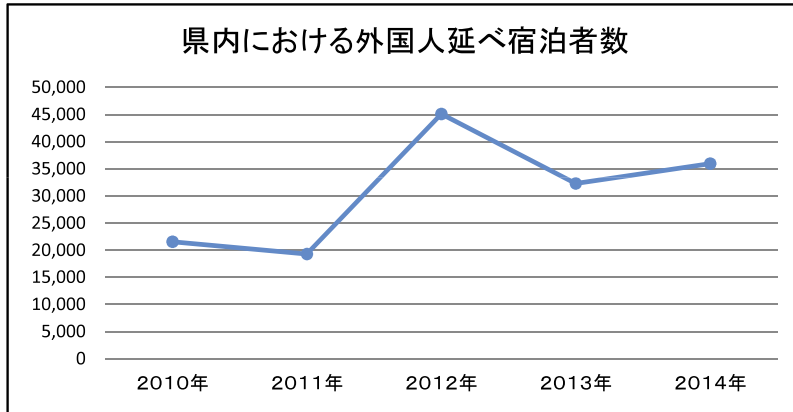
・本県における外国人宿泊状況

海外から外国人観光客がどれくらい来ているのかを把握するのに、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」という統計データがあり、従業者数一〇人以上の宿泊施設については、全数調査、九人以下についてはサンプル調査を行っています。

一月から十二月の暦年で、外国人の延べ宿泊者数が公表されており、本県における直近の過去五年間の推移については、図表のとおり増加傾向にあります。

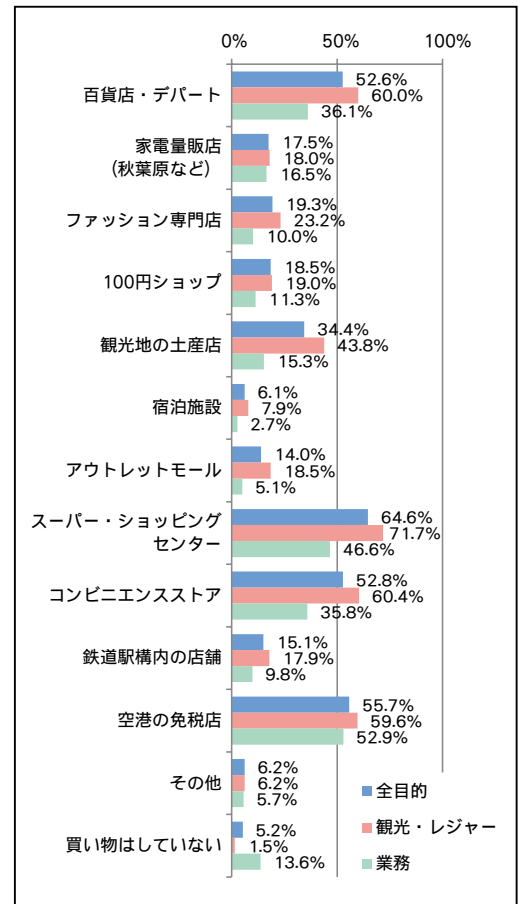


県内における外国人延べ宿泊者数



(観光庁「宿泊旅行統計調査」)

買物場所 (全国籍・地域、来訪目的別、複数回答)

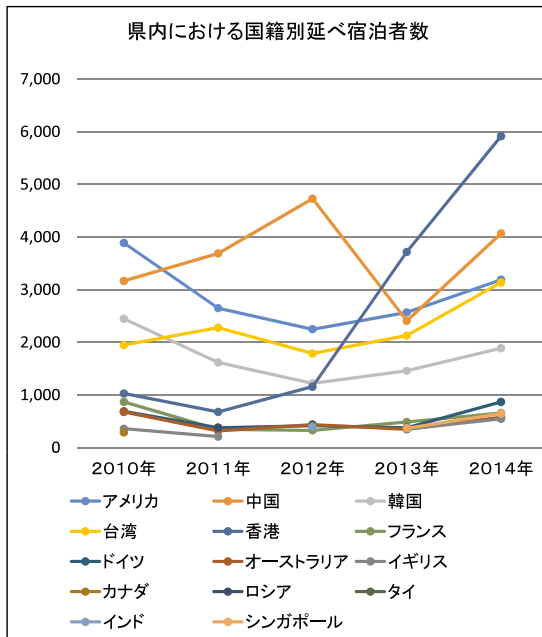


(平成26年 観光庁「訪日外国人消費動向調査」)

主に、鳴門の渦潮、阿波おどり会館、大歩危・祖谷方面に多くの外国人観光客が訪れています。また、観光地以外に、「四国遍路」も海外で関心が高まっており、香港からは徳島一國参りのツアーが数回催行されました。「四国遍路」については、欧米からも多くの方が訪れており、個人旅行者

これまでは、中国、アメリカのどちらかがトップでしたが、二〇一三年の夏に、十一ツアーの連続チャーター便で香港の方々が本県を訪れたことをきっかけに、香港からの観光客が二〇一三年、二〇一四年とトップになっています。

県内における国籍別延べ宿泊者数



(観光庁宿泊旅行統計調査 従業者数10人以上の施設が対象)

が利用する、民宿や旅館によるとフランス人をはじめ多くの欧米の方々が利用されているそうです。ちなみにフランスでは、「ハイキング」とインターネットで検索すると「四国八十八ヶ所」が最初に表示されるそうです。個人の嗜好によって、何に興味があるか異なりますが、大まかに地域別で言えば、アジアの方々は、グルメや買物、欧米の方々は文化に興味を持たれているケースが多いと感じます。アジアの方ですと、果物の味覚狩りや郷土料理、欧米の方では、人形浄瑠璃や藍染めに関心が高いといった状況です。旅慣れた方は、団体旅行でなくレンタカーで自由気ままに個人で旅行されている方もいらっしゃいます。

・本県の目標

平成二十七年八月に策定した「新未来「創造」とくしま行動計画」では、平成三十年までに本県での外国人延べ宿泊者数の目標を八万人に設定しており、オリンピック・パラリンピックが開催される二〇二〇年には一〇万人を目指すこととしています。

・外国人が日本旅行中に困ったこと

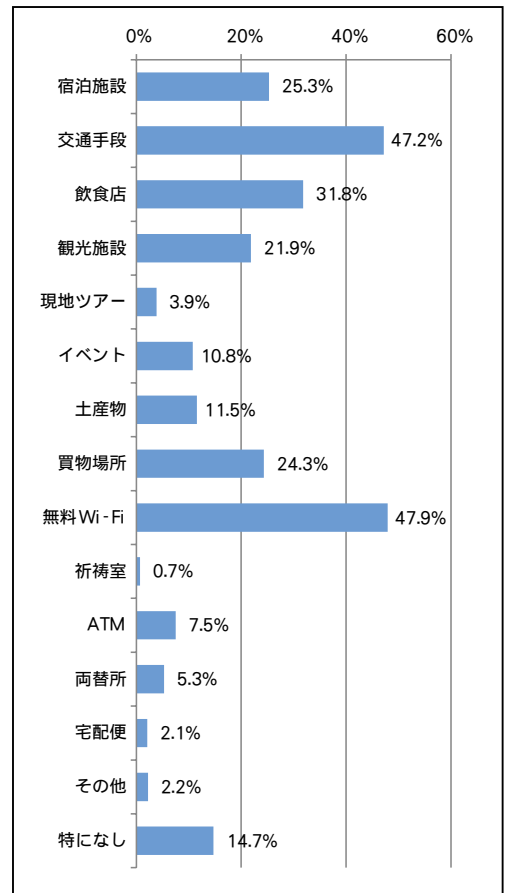
ここで、本県の取り組みをご紹介する前に、国が平成二十三年に外国人旅行者にアンケート調査した結果がありますので、ご紹介させていただきます。複数回答可能な項目で「旅行中困ったこととして」

- ・無料公衆無線LAN環境 三六・七%
- ・コミュニケーション 二四・〇%
- ・目的地までの公共交通の経路情報の入手 二〇・〇%
- ・公共交通の利用方法（乗り方）、利用料金 一七・一%
- ・両替・クレジットカード利用 一六・一%

・日本滞在中にあると便利な情報

観光庁が毎年実施している「訪日外国人消費動向調査」では、「日本滞在中にあると便利な情報（複数回答）」

日本滞在中にあると便利な情報  
(全国籍・地域、複数回答)



(平成26年 観光庁「訪日外国人消費動向調査」)

という項目では、

- ・無料Wi-Fi 四七・九%
  - ・交通手段 四七・二%
  - ・飲食店 三一・八%
  - ・宿泊施設 二五・三%
  - ・買物場所 二四・三%
- などが挙げられています。

・県の取り組み

こうした外国人旅行者のニーズを踏まえ、平成二十七年三月に策定した「徳島県観光振興基本計画（第二期）」に基づき施策を展開することとしており、平成二十七年年度には、次のような事業を実施することとしております。

①国・地域の特性に合わせた誘客の推進

訪日観光への関心分野や旅行形態、目的は、国や地域により異なるため、

様々な観光資源やコンテンツをそれぞれの特性に合わせて効果的な観光誘客に取り組んでいます。

例えば、台湾は、訪日リーダーが多いため、団体旅行に加えて、個人旅行向けの取り組みも行っています。具体的には、今年六月に台北駅で開催された「日本の観光・物産博」に出展し、本県農林水産部と連携して、「食」と一体になったプロモーションを行い、一般消費者向けに、観光パンフレットの配布や観光に関する問い合わせへの対応、試飲試食などを行いました。

また、平成二十七年十一月には、徳島インディゴソックスが台湾の社会人チームと交流試合を行うのに併せ、「四国遍路」、「マラソン」、「サイクリング」、「アニメ」といった、

台湾で特に関心の高いテーマ別のセミナーを開催しました。

平成二十七年からは、ムスリム（イスラム教徒）向けの取組みも始め、インドネシアでの商談会への参加、インドネシアのテレビ番組取材の受入れ、さらには、アルコールや豚肉を使わない料理を提供している店舗を紹介する専用サイトを開設しました。

②効果的な情報発信

平成二十四年度から、海外の旅行会社の担当者や、県内在住の留学生、海外の県人ら約九〇〇人に向け、英語、中国語（簡体字・繁体字）、ドイツ語で二ヶ月に一回、本県の観光情報やイベント情報などをメールアドレスとして配信しています。

また、「Discover Tokushima」と題して、日本語と英語で、観光情報やイベント情報などをフェイスブックで発信しており、約二・三〇〇の「いいね！」をもらっています。平成二十六年から台湾向けに繁体字でも「徳島旅人案内所」と題して、フェイスブックによる情報発信をしており、約五、二〇〇の「いいね！」をもらっています。

外国人観光客は日本の情報を求めており、県では県内の様々な観光情

報を発信していきたいと考えております。市町村の皆様からの情報を是非ご提供ください。

ちなみに台湾では「四国遍路」に興味を示す人達で構成されているフェイスブックページがあり約三、五〇〇人が「いいね！」をしています。

また、日本滞在中にあると便利な情報として、飲食店や宿泊施設の情報があります。平成二十七年九月から、「おどる宝島！パスポート」の英語・繁体字併記版の運用を開始し、約六〇〇施設の情報を提供しています。

それから、平成二十七年度は、なんとといっても「ミラノ国際博覧会」での情報発信です。



本県では「とくしまグローバル戦略」に基づき、これまででは東アジア・東南アジアを中心に訪日外国人観光誘客の取組みを進めてきましたが、今回「ミラノ国際博覧会」に参加するチャンスを得て、平成二十七年九月六日から九日までの四日間、日本館の「イベント広場」で、同博覧会のテーマであります「食」を中心に「JAPAN BLUE! 徳島」をキャッチフレーズに、徳島ウィークを開催しました。イベントステージでは、徳島の食材を使ったイタリア料理の実演、藍染めを使ったファッションショー、三番叟・箱

廻しなどを披露し、展示スペースでは藍染め製品、木工製品、LED応用製品の展示や、地酒ティスティング、また4K映像による阿波おどり、マチ★アソビといった本県観光の紹介を行いました。一万人を超える来場者で大いに賑わいましたが、来場者にアンケートを実施したところ約九五%の方から、本県を訪れてみたいとの回答をいただき、欧州からの誘客に確かな手応えを感じているところであり、今後欧州を対象とした誘客事業にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

### ③ MICEの誘致

MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行 Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

一般的な団体ツアーと比較して、滞在期間も比較的長いことから経済波及効果が高いとされており、平成二十六年五月ドイツで開催されたMICE見本市(IMEX2014)への初出展をきっかけに、平成

二十七年七月、ベルギーのボーイスカウト約五〇〇人の本県滞在(四日間)が実現しました。

平成二十七年年度においても、企業の報奨旅行の誘致を目的に、インドネシア、シンガポール、マレーシアで行われた専門の商談会に参加したところです。

また、鳴門教育大学、徳島文理大学でそれぞれ、国際学術会議が開催され数百名が国内外から参加しました。国際会議の場合、会議終了後に、観光プログラムが組み込まれる場合もありますので、今後とも積極的にMICEの誘致に取り組んでいきます。

### ④ ニューツーリズムの推進

従来の観光地を巡る団体ツアーに対して、これまで観光資源としては気づかれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行形態のことを指します。

世界文化遺産登録を目指す「四国遍路」は、海外でも徐々に人気が高まってきています。徳島県など四国四県は、平成二十七年九月、世界文化遺産に登録されている「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」があるスペイン北部のガリシア州と

協力協定を結びました。協定の目的の一つに、「日本とスペインの間で観光客が交流することを目指すこと」があります。今回の協定をきっかけとして、欧州から「四国遍路」での誘客を強化していきます。

また他にも、国際認証を取得した「とくしまマラソン」、クールジャパンの代名詞アニメ「マチ★アソビ」、香港や台湾で人気が出てきている「サイクリング」などのニューツーリズムを推進して参ります。

### ⑤ 受入環境の整備

先にご紹介した、外国人旅行者が旅行中に困ったこと、またあると便利な情報として挙がっているのが、「無料WiFi」、「コミュニケーション」、「交通手段」です。県では防災拠点に「無料WiFi」を設置してきましたが、平成二十七年七月からは、外国人観光客に取り組む民間事業者様に対して、「無料WiFi」設置に要する経費の二分の一助成(上限五万円、宿泊施設は四〇万円)を始めました。

それと同時に、多言語化に要する経費の二分の一助成、消費税免税店に要する経費の二分の一助成も始めました。

ぜひ、市町村の皆様におかれまし

ても地域において無料WiFi設置や多言語化などの受入環境整備を進めていただきますとともに、地元民間事業者様に県の助成制度についてご案内をお願いします。



(台湾) 日本の観光物産博



四国インバウンドフェア (商談会)

・地方にもチャンス

外国人旅行者が訪れるのは、都市の東京、大阪や広く海外にまで知られている京都だけで徳島にはあまり関係ないのではと思われる方もいらっしゃる

と思いますが、近年は、東京、大阪を結ぶいわゆる「ゴールデンルート」は既に体験したから、今度は自分の知らない観光地や、日本の原風景、古民家、そこでしか体験できない場所を訪れたいと思っている訪日リピーターが増えつつあります。徳島で言えば、鳴門の渦潮、人形浄瑠璃、藍染め、日本の原風景が残る大歩危・祖谷、かずら橋、古民家、アニメ・マチ★アソビなどです。我々が普段見慣れていて見過ごしがちなものも、外国人からすると興味深いものだったりします。空き家の有効利用として、移住者への提供などが行われていますが、古民家に興味を示す外国人の方もいて、美しい景色、新鮮な空気、美味しい食べ物を満喫しながら滞在したいという声も聞きます。また、香港の観光客は、検疫の制限が他国に比べて厳しくないため、桃や梨、葡萄などを持ち帰っていますし、ドラッグストアで化粧品や、薬も購入されています。

これまで、外国人向けの消費税免税店は、消耗品以外の物、例えば服とか、靴などが免税対象でしたが、お土産として人気の高い、お菓子や、お酒などの消耗品についても、平成二十六年一〇月から免税対象となりました。免税販売するには、税務署の許可が必要となっていますが、外国人旅行者には消費税相当分安く購入できるので、免税店になることで外国人旅行者の消費を促進することが期待できます。

・ビジネスチャンスを逃さないために  
取り組んでいただきたいこと

このように、今後皆様の町に外国人旅行者が訪れるチャンスはありますが、より可能性を高めるため、次の取組みをお願いします。

・情報発信

皆様の町にある観光地やイベント情報などについて、まずは海外の方に知っていただくことから始まります。写真と日本語の説明文とを併せて県国際戦略課までお送りください。県のほうで翻訳して、メルマガや、フェイスブックで情報発信させていただきます。

・無料WiFiの整備

先にご説明させていただいたとおり、日本滞在中に困ったこと、またあると便利な情報ということで、「無料WiFi」が挙げられています。観光庁では、「無料WiFi」の共通のシンボルマークを作成しており、申請すれば、日本政府観光局（JNTO）のホームページに「無料WiFi」が使える場所として公表されますので、皆様の公共施設への設置をご検討ください。

・ 2次交通

ご存知のとおり、本県ではターミナル拠点である徳島阿波おどり空港、JR徳島駅などの交通結節拠点から観光地等への2次交通が十分ではなく、旅行会社からも指摘を受けています。地元交通事業者や観光事業者と連携して対策について、ご検討をお願いします。

・ 多言語化

平成二十六年三月に、観光庁から「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」が公表されました。外国人目線に立った、美術館・博物館、観光地、道路、公共交通機関等に共通するガイドラインとなっています。主な項目や特徴としては次のとおりです。

①多言語対応言語の考え方

使用言語は、英語を基本とし、「禁止・注意」「名称・案内・誘導・位置」を示すものについては、英語の併記を行うことを基本として、「展示物等の文章解説」については、視認性や美観に問題がない限り、英語の表記を行うことが望ましいとしています。

②具体的な対訳語

英語・中国語・韓国語の三言語で四〇〇以上の用語・文例について対訳語を記載しています。

③解説文章への対応

展示物への理解を深め、満足度を向上させるべく補則解説について触れています。

④非常時等の対応

災害や事故、外国人がケガや病気になった際の初期対応の参考になる基礎的文例を記載しています。

⑤表記の統一性・連続性を確保しつつ、対応を促進

地域における固有名詞を外国語に翻訳するのは、簡単ではありません。例えば、中国語では、「音」を当てたり、「意味」を当てて、翻訳する場合がありますが、様々な観光パンフレットで翻訳されているのを見ると、英語でも統一できていない場合があります。経費に関わってくることで、県内で徐々に統一できればと考えております。外国語表記方法に迷われている場合は、県にご相談ください。

国においては、こうしたガイドラインを公表するだけでなく、地域の歴史博物館や美術館への多言語化への支援メニューを用意しており、県においては、平成二十七年年度から、外国人観光誘客に取り組む事業者を対象に多言語化に係る経費の一部助成を始めました。ぜひ活用いただきたいと考えています。

・ 免税店

以前から外国人観光客対象に、消費税の免税店制度がありました。お土産として人気の高い、お菓子や化粧品、薬など消耗品についても、平成二十六年から消費税の免税対象となりました（ただし、日本国内で消費はできませんし、消耗品ですと五、〇〇一円以上の買物から対象となるなどいくつか条件があります）。この免税店は、消費税を納税している税務署への許可申請が必要となります。制度の周知が十分図られていないため、県において、外国人観光客が立ち寄りそうな店舗を個別に訪問して説明するとともに、平成二十七年三月には、徳島市内で説明会を開催しました。その結果、平成二十六年十月には県内で三店舗、二十七年十月には五十二店舗まで拡大しています。外国人観光客からすれば、消費税率相当分八%が返金されるので、消費の促進に繋がります。免税店の許可取得後、観光庁にネットで申請すれば、共通のシンボルマークが使えますし、ネットでも個別に店舗が紹介されますので、ぜひ、地元の事業者の皆様への周知をお願いします。

・ 外国人観光案内所

日本政府観光局が認定している制度で、外国人旅行者が日本を旅行する際

に、不自由を感じることはないよう」①  
 観光案内所の質の向上・質の担保、②  
 情報の事前提供による環境整備」を  
 指しており、県内には、「徳島県国際  
 交流協会内（徳島駅ビル六階）」、「三  
 好市観光協会内」、「道の駅大步危」、「道  
 の駅日和佐」の四カ所があります。提  
 供する言語、対象地域等によってカテ  
 ゴリ分けされており、観光案内を専業  
 としない施設であったり、常駐でなく  
 とも「外国人観光案内所」の認定を受  
 けることができ、認定を受けると日本  
 政府観光局が、ホームページで紹介し  
 たり、電話での通訳サービスなどの支  
 援を受けることができます。

海外への情報発信、今後の外国人旅  
 行者の受入れに備え、貴市町村におか  
 れましても、「外国人観光案内所」開  
 設のご検討をお願いします。

### 輸出戦略

○徳島県における貿易・海外ビジネス  
 の状況

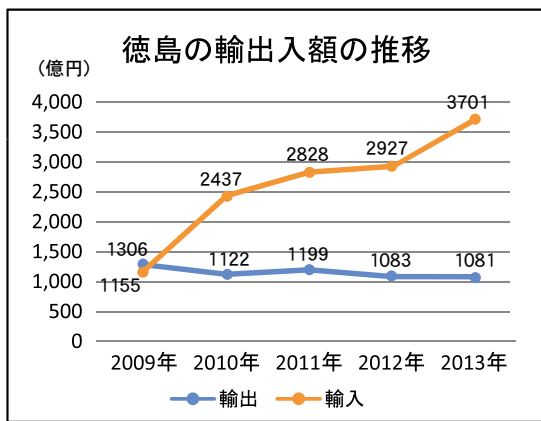
徳島県では、県内企業の貿易の実態  
 を把握するため、日本貿易振興機構  
 (JETRO) 徳島貿易情報センターへ  
 の委託により、「徳島県貿易・国際事  
 業実態調査」を実施しています。

この調査の結果によると、二〇一三

年（平成二十五年）の県内企業による  
 輸出額は約三、七〇一億円で前年に比  
 べて二六・五％増加、輸入額は約一、  
 〇八一億円で前年に比べて〇・二％減  
 少しています。

品目別に見ると、輸出額では電機・  
 電子機器が最も多く全体の五二・五％、  
 次いで化学品が全体の四二・一％で、  
 これらの品目で輸出額全体の九割以上  
 を占めています。一方、輸入額では  
 石炭などの鉱物性燃料が全体の五二・  
 三％と半分以上を占めており、次いで  
 電機・電子機器が一・六％、木材が  
 一〇・七％となっています。

また、海外に進出している県内企業  
 は、平成二十六年には三一カ国に四五  
 社、二二六拠点におよび、前年に比べ  
 て企業数には変化がないものの、拠点



(出典 徳島県貿易・国際事業実態調査)

数では二七件、一〇％あまり増加して  
 おり、国・地域別に見ると中国（香港  
 を含む）が三五社、八八件と最多になっ  
 ています。

### ○輸出促進に関する事業

県では、東アジア・東南アジアを重  
 点エリアとする「とくしまグローバル  
 戦略」に基づき、県内企業の輸出促進  
 を支援するために各種事業に取り組ん  
 でいます。

香港や台湾、シンガポールなどの百  
 貨店やスーパーにおいて「徳島県フェ  
 ア」を開催し、県産食品の販売を通し  
 てその浸透と定番化を図るとともに、  
 現地バイヤーとの商談機会を設けるほ  
 か、中国やタイなどのバイヤーを徳島  
 県に招へいし、県内企業から直接商品  
 を売り込むことを目的とした商談会を  
 開催します。

また、県産品を一手に海外に売り込  
 む県内企業を「地域商社」として育成  
 することにより、その物流・商流を活  
 用した県産品の新たな販路の開拓や取  
 引の拡大を目指すとともに、海外ビジ  
 ネスに意欲的な企業に対して専門家に  
 よる個別指導や海外で開催される見本  
 市への出展支援などのサポートを行っ  
 ています。

さらに、平成二十二年に開設した上  
 海事務所を戦略の前線基地として、県

内企業の活動支援や海外における徳島県の情報発信などによる東アジア・東南アジアにおける県産品の輸出促進や、観光客誘致や交流促進などの事業に取り組んでいます。



県内での中国バイヤー招へい商談会



香港での徳島県フェアの様様

○人材育成に関する事業

輸出をはじめとした海外ビジネスを行うにあたり、貿易実務や外国語でのコミュニケーションに加え、グローバルな視点をもった人材の育成・確保が重要であり、また課題でもあります。

徳島県では、外部の専門家を招へいし、県内企業を対象として貿易に必要な実務を学ぶための研修講座や世界的な経営者等を講師に招いての講演会を開催することにより、県内企業の様々な側面におけるグローバル化を推進しています。

また、海外ビジネスを行う際に必要な外国語への翻訳や、外国人観光客への対応のために必要な電話を活用した通訳を行うサポートデスクを民間企業への委託により設置することにより、県内企業の海外ビジネスをサポートしています。

さらに、国が実施する「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の「地域人材コース」として、県内の高等教育機関学生の海外留学を支援しています。この事業は、大学等の高等教育機関はもとより、県内の企業や経済団体の協力を得て実施しており、帰国後は県内において海外での経験を活かす（グローバル）な視点で地域（ローカル）を支える「グローバル人材」の育成を目指しています。

まとめ

東京や、大阪などの大都市や有名なテーマパークだけでは飽き足らず、日本の原風景や、古民家、農業体験に関心を持つ外国人旅行者も増えてきています。今後は、団体旅行のみならず、個人旅行も増え、今まで外国人旅行者が立ち寄ることのなかった、飲食店や、宿泊施設も利用が見込まれます。

我が町には観光資源がないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、十分観光資源になるもの、風景、町並み、食、文化がまだまだたくさんあります。

観光事業者の皆様だけでなく、様々な業態の方々と連携し、外国人旅行者を呼び込んで、交流人口を増やし、地域の活性化につなげる取組みが重要となってきましたので、まち全体でチャンスを活かすよう、市町村の皆様も積極的に外国人観光客に取り組んでいただきたいと考えております。私たちも皆様の取組みを精一杯応援して参りますので、一緒に頑張りましょう。



# 宝の島・徳島

農林水産省中国四国農政局 地方参事官

徳島支局長 齊藤敏明



## 1 徳島は遠いところ?

平成二十七年五月一日付けで農林水産省中国四国農政局徳島地域センター長を拜命した私は、その日、生まれて初めて徳島の地を踏んだ。農林水産省に勤務して三十年近くになるが、不思議とこれまでは徳島との縁がなかった。五月にしては汗ばむほどの暑い日であり、徳島駅に降り立つと、椰子の木が駅前から眉山に続く道沿いに植えられているのが印象的で、ここは南国なのだという思いを強くした。

徳島へは羽田空港から空路一時間余りであるけれども、赴任に先だつての挨拶回りの際、多くの人から異口同音に「遠いところ御苦労様ですね」と言われた。眉山に続く椰子の木を眺めながら、「遠いとこる」という言葉が妙に思い出された。

2 宝の島・徳島  
前述のとおり、これまで徳島との御縁はなく、

恥ずかしながら徳島に関する知識は乏しいままでの赴任であった。着任後間もなく徳島の印象はと聞かれて「鳴門の渦潮」、「阿波踊り」、「池田高校野球部」と答え、自らの不明を恥じることになる。

着任の挨拶を兼ねて県内各所を回らせていただいたが、県土面積の八割を山地が占める一方、東部から南部にかけては美しい海岸線が続き、その豊かな景観はどこに行っても飽きること知らない。私事になるが、海なし県である栃木県の東部、茂木（もてぎ）という八溝山系の山麓の町で生まれ育った自分にとって、美しい海岸線は憧れ以外の何物でもないし、西部の山間

資料 1

### 農林水産業・地域の活力創造プランの概要

○ 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるために、急ぎ着手すべき農政改革のグランドデザインを「農林水産業・地域の活力創造プラン」としてとりまとめ。

**農林水産業・地域の活力創造本部決定**  
(平成25年12月10日)

【農林水産省・関係府省】  
・現場の実態を踏まえた着実な改革の推進  
(攻めの農林水産業実行元年)

【産業競争力会議】  
・経営力ある担い手の育成  
・A-FIVEの活用  
・畜産・酪農の成長産業化  
・輸出環境整備、ジャパン・ブランド推進等 など

【規制改革会議】  
・農業委員会等の見直し  
・農業生産法人の見直し  
・農業協同組合の見直し

**農林水産業・地域の活力創造本部においてプラン改訂**  
(平成26年6月24日)

プランの方向性を踏まえた食料・農業・農村基本計画の見直し等

**「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」に向けた4本柱**

①需要フロンティアの拡大

- ・食文化・食産業のグローバル展開による輸出促進(オールジャパンの輸出体制整備 等)
- ・国内需要の拡大、新たな国内需要への対応(国産農産物のシェア獲得、地産地消、食育等)
- ・食の安全と消費者の信頼の確保

②バリューチェーンの構築

- ・6次産業化の推進(農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的活用、医福食農連携等)
- ・次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化
- ・新品種・新技術の開発・普及等
- ・畜産・酪農分野の更なる強化 等

東日本大震災からの復旧・復興

林業の成長産業化

③生産現場の強化

- ・農地中間管理機構の活用による農業生産コスト削減等
- ・経営所得安定対策・米の生産調整の見直し
- ・農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進

水産日本の復活

④多面的機能の維持・発揮

- ・日本型直接支払制度の創設
- ・人口減少社会における農山漁村の活性化(地域コミュニティ活性化、都市と農山漁村の交流等)

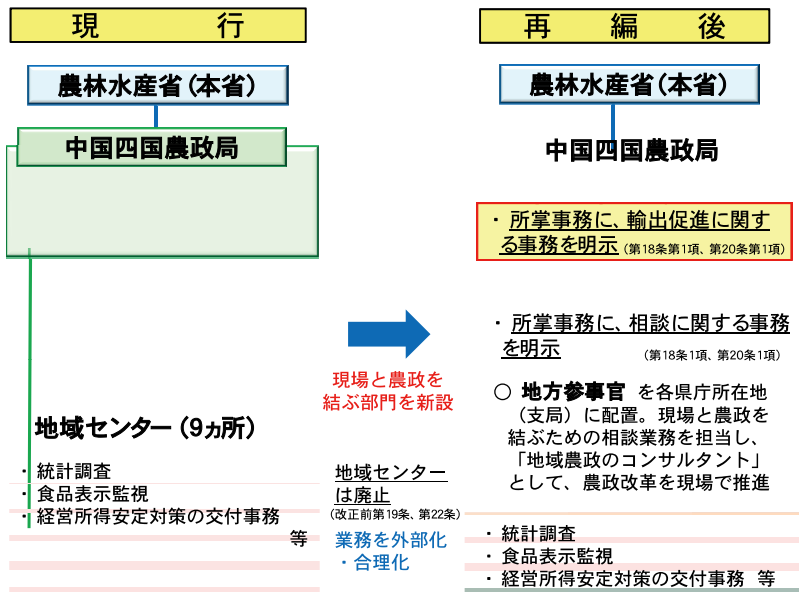
**農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す。**

## 農林水産省設置法の一部を改正する法律の概要

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を着実に推進するため、農林水産省の地方組織について、現場と農政を結ぶための相談業務や輸出促進業務を所掌事務として明示するとともに、機動的な対応力を高めるための体制を整備する。

### 改正の概要

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を現場で着実に推進するため、地域センターを見直し、「地域農政のコンサルタント」として、地方農政局長直属の地方参事官を県庁所在地等に配置することとし、その所掌を明示。
- 農林水産物等の輸出拡大を図るため、地方農政局等の所掌事務に、農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出促進に関する事務を明示。



### 効果

- 「現場に伝える」「現場の声を汲み上げる」「現場とともに解決する」という現場と農政を結ぶ機能を充実し、農政改革を着実に推進。
- 地方組織における、農林水産行政の機動的な展開。

地域は故郷を思い出させる懐かしい風景である。一方、農林水産業についてみると、農・林・水がバランスよく生産されており、「農」ではすだちや地鶏の阿波尾鶏は言うに及ばず、かんしょやれんこん、にんじん、カリフラワー、洋ランなどは全国でも有数の生産県である。さらに、「林」では生しいたげやたけのこ、「水」では、わかめや鱧(はも)等、枚挙にいとまがない。まさに宝の島である。しかし、残念なことにこれらの宝の存在を知る人は、(存外、県内に住む人も含めて)多いとはいえないのではないだろうか。徳島に赴

任するに当たり、「遠いところ御苦労様ですね」と労いの言葉をかけてくれた人も、おそらく宝の存在を知らない人であり、豊富な徳島の宝もっと多くの人に知ってもらおうことで、徳島はより身近な存在になり、けっして遠いところではなくなるのに、と思うことしきりである。

### 3 農政改革の目指すもの

さて、我が国の農業に目を向けると、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など極めて厳しい状況に

あり、徳島県においても残念ながら例外ではない。しかしながら、地域経済において農林水産業の果たす役割は依然として大きく、地域振興を図る点からも農業・農村の活性化は待たなしの状況である。このため、農林水産省では、平成二十五年十二月に決定(平成二十六年六月改訂)された「農林水産業・地域の活力創造プラン」の下、攻めの農林水産業に向けた取組を進めている。具体的には、産業政策と地域政策を車の両輪として、①国内農林水産物・食品の輸出拡大や国内で新たな需要が見込まれる薬用作物の産地化等を通じた需要フロンティアの拡大、②農商工連携や医福食農連携等の6次産業化の推進によるバリューチェーンの構築、③農地中間管理機構の活用による農業生産コストの削減等生産現場の強化、④日本型直接支払制度の創設等による多面的機能の維持・発揮という四つの柱を中心とした取組を進めることにより、農業・農村全体の所得を今後十年間で倍増させることを目指している。

また、本年三月には新しい「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、今後十年間の農政の中長期的ビジョンとしての施策の方向や、食糧自給率目標・食糧自給力指標、農業構造の展望等が示されたところであり、これらの改革を通じて、若者たちが希望を帯び、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、全省一丸となって取り組んでいるところである。

農政改革は、単に農林水産業の振興のみを目指すものではない。広く地域経済の活性化を目指すものであり、現下の主要な政策課題である地方創生にも寄与するものである。例えば、6次産業化の推進は、地域の1次産業(農林水産業)とこれに関連する2次・3次産業(加工・販売)が有機的に連携することにより、新商品の開発や新たな

産業の創出を促進するものであり、付加価値の増大による所得の向上や地域における新たな雇用の創出等が期待される。また、6次産業化では、地域性の要素を差別化のポイントとした「地域ブランド」化が重要であるが、地域ブランド化の確立は、宝の島・徳島を広く世界に発信するための有力なツールになり得るものと考えている。

#### 4 役に立つ所、役に立つ人

農林水産省では平成二十七年十月一日をもって地方組織の見直しを行った。今回の見直しでは、多様化する現場の実情やニーズに即応し、農政改革を現場レベルで着実に推進するため、従来の地域センターに代わり、地方農政局の新たな拠点として、県庁所在地に支局（徳島県においては中国四国農政局徳島支局）を設置したところである。言うまでもなく、農政の推進は、現場の生産者や各自治体の皆様をはじめとする多くの方々の御理解と御協力が不可欠であり、新たに設置された支局では、現場と農政を結ぶ機能を担う地方参事官（支局長）とそのスタッフを配置し、現場との信頼関係・ネットワークを構築しながら「現場に最新の農政を伝える」、「現場から生の声を汲み上げる」、「現場と共に解決する」として、役所とは「役に立つ「所」であり、役人とは「役に立つ「人」でなければならぬ」と言われる。徳島支局ではこれまで以上に「役に立つ所」、「役に立つ人」となるべく、職員一同、決意を新たに職務に取り組んでいくところであり、関係者の皆様の引き続きの御指導、御協力をお願いする次第である。

#### 資料 3

### 平成27年10月1日に新たな県域拠点が配置されました。

新たに県域拠点（徳島支局）を徳島市に配置し、県内各地を回って現場と農政を結びます。

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革を着実に推進するため、徳島地域センターを見直し、新たに、農政についての説明や相談に対応する「地方参事官」を県庁所在地に常駐させ、農政全般に関する総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組んでいきます。
- これまで地域センターで行ってこられた経営所得安定対策に係る業務や6次産業化の推進、統計調査、食品表示監視等の食の安全・安心の確保等の業務については、下記のとおり引き続き県庁所在地拠点で取り組みます（一部業務は中国四国農政局本局が直接対応します）。
- なお、再編に伴い、これまで美馬支所（美馬市）で行ってこられた統計調査の業務については、中国四国農政局徳島支局（徳島市）の職員が対応します。

#### 新たな県域拠点（徳島支局）の体制

中国四国農政局徳島支局（徳島県徳島市中昭和町2-32）

##### 地方参事官

##### 《農政全般に関する総合窓口》

- ・ 県内をくまなく回り、農政情報を説明します。
- ・ 農業者・消費者・行政関係者からの各種質問・相談に応じます。
- ・ 地域の現状に合わせて事業や制度、他地域での優良事例などを紹介し、地域の関係者とともに農政課題の解決に努めます。

##### 《連絡先》

・ 総合窓口 (088) 622-6131

##### 《経営の安定、統計調査、食の安全・安心》

- ・ 経営所得安定対策に係る業務
- ・ 6次産業化等の推進
- ・ 統計調査
- ・ 食品表示法及びJAS法に基づく食品表示監視、米トレス法・食糧法に基づく米穀流通監視、牛トレス法に基づく監視 等

##### 《連絡先》

・ 経営所得安定対策チーム (088) 622-6132  
 ・ 食料産業チーム (088) 622-6133  
 ・ 統計チーム (088) 653-2163  
 ・ 消費・安全チーム (088) 622-6136

これまで地域センターで行っていた下記の業務は、専任となる職員を配置し体制を強化した上で、中国四国農政局（本局）が主体となって行います。

- 消費者相談、リスクコミュニケーション 消費・安全部消費生活課 (086) 224-9428
- 食育 経営・事業支援部地域食品課 (086) 230-4258

農林水産省



# 美馬市

## はじめに

美馬市は、徳島県西部に位置し、平成十七年三月一日に、脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村が合併し、誕生しました。

本市は、北側に阿讃山脈、南側に西日本第二の高峰・剣山（標高一九五五m）といった山々があり、東西には吉野川が市のほぼ中央を流れ、支流では日本一の清流・穴吹川があり、豊かな自然に囲まれています。また、かつて藍で栄えた商家が軒を連ねる脇町のうだつの町並みや、寺院が密集した美馬町の寺町など、古の文化に触れることもできます。

今年で市制施行十周年を迎え、さらなる飛躍に向けて、まちづくりを進めていきます。

## 四国のまほろば美馬市

くだれもが住みたくなる

まちをめざして

本市の将来像を「四国のまほろば美馬市」と定めています。「まほろば」という言葉は、「文化の香りが高く、周囲を山々で囲まれた、実り豊かな土

地で美しく住みよいところ」として描いています。

この将来像を実現するために、市民と行政が、情報や目的意識を共有し、共に考え種々の施策に挑戦し、役割を分担しながら協働することとし、「共創・協働」を基本理念としています。

そして、この将来像を計画的に実現していくため「第二次美馬市総合計画」を策定し、平成二十七年年度からスタートさせています。

「第二次美馬市総合計画」に基づき、『子ども』『地域活力』『高齢者』の三つのキーワードによる施策を展開しています。

## 美馬市の重点施策

### ○企業誘致

平成二十四年十二月に、美馬地区に新工場を建設するとして、本市と県、大塚製薬株式会社において、工場立地にかかる覚書の調印が行われました。

新工場は、徳島自動車道の美馬インターチェンジ北西に建設されることになり、平成二十六年七月以降、工場用地造成工事、工業用水道工事やアクセス道路工事などの周辺インフラ整備に着手し、新工場の早期立地・開業につながるよう鋭意取り組んでいます。

この新工場の進出により、雇用の拡大や地域経済の活性化に、大きな効果が期待されます。

### ○認定こども園

保育サービスや運営の効率化などを

めざし、平成二十四年四月に、県内初の幼保連携型認定こども園として、「江原認定こども園」が開園しました。市産木材を利用した温かみのある建物です。さらに美馬地区には、市内二か所目となる認定こども園を、平成二十八年四月の開園に向けて整備しています。



江原認定こども園

### ○ICT（情報通信技術）を活用した教育

平成二十一年六月に地域情報化基盤整備事業が完了し、全国屈指のブロードバンド環境のもと、平成二十四年度までに市内全小中学校に電子黒板、デジタル教科書およびテレビ会議システムを、平成二十六年年度には校務支援システムを導入し、校務の効率化を図ることによって学校教育の質の向上をめざしています。今年度は特別支援学級等にタブレット端末を導入し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上と学習に興味を持てる環境づくりを行う



大塚製薬(株)工場用地造成地  
(里平野・横尾地域)



うだつの町並み

ています。

ICTを最大限に生かした質の高い教育活動を実践し、次代を担う子どもたちの育成を図っています。

○シニアパワー活用プログラム推進事業

本市では高齢化率が三十三％に達しており、高齢化が進行しています。シニアの方に、いきいきと活動できる場所の提供や就労を支援し、高齢者の社会参加による生きがいづくりや、それに伴う地域コミュニティの活性化を図ろうと、シニアパワー推進室を設置しました。

平成二十六年十月には厚生労働省から、地方公共団体が行う無料職業紹介所の開設許可をいただき、平成二十七年四月からは、市内在住の「おおむね六十歳以上の方」を対象に、求人情報の提供や相談・マッチングを実施しています。また、ボランティア活動や文化・スポーツ活動への紹介も行っています。

シニア世代の方々が、これまで培われた豊富な経験や知識を、再び地域で活用していただくことで、健康な長寿社会の実現をめざすものです。

観光スポット・イベント紹介

○うだつの町並み

うだつの町並みは、江戸時代から明治にかけて阿波の代表的な産業として広がった藍の集散地として栄えた、藍や呉服を扱っていた商家が建ち並んでいます。

町並みの建物には、本瓦葺きの大屋根に、壁は厚い塗籠めで漆喰仕上げの重厚な造りで、商家の富や成功を物語る「うだつ」や虫籠窓などを備えた建物が今も残されています。「うだつ」とは、防火の役目を持つ建物の両側に張り出した小屋根付きの袖壁のこと。財力の証・象徴として、装飾性を帯びて発達しました。

昭和六十三年十二月には、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。ボランティアガイドによる説明を聞きながら町並みを歩くことができ、多くの観光客が訪れるスポットです。

○穴吹川筏下り大会



穴吹川筏下り大会

日本一の清流・穴吹川で、毎年八月第一日曜日に開催されます。早さを競う「一般競争の部」と、設定タイムとの誤差を競う「エンジョイの部」、「中学生の部」があり、本市の夏の風物詩

となっております。

○寺町

寺町は、美馬地区にあり、県下で唯一能舞台を備えた安楽寺、四国最古級の枯山水の庭園がある願勝寺ほか、林照寺、西教寺、常念寺などの寺院が建ち並んでいます。また、周辺には国指定史跡の段の塚穴や同じく国指定史跡の郡里廃寺跡があります。

ぜひ、深い歴史の薫り漂う寺町の風情を感じにお越しください。

○中尾山高原グラススキー場

木屋平地区にあり、標高千mにある県内唯一のグラススキー場です。今年九月には、第二十二回高円宮牌グラススキージャパンオープンが開催され、海外や全国各地から集まったトップクラスの選手たちの滑りが堪能できました。春から秋までの期間中、誰でも滑ることができ、周辺にはバーベキューハウスやコテージなどがあります。



第22回高円宮牌グラススキー  
ジャパンオープンの様子



# 板野町

## はじめに

板野町は、徳島県の北東部に位置し、北は阿讃山脈、南は清流吉野川に挟まれた自然豊かな田園都市です。面積は三六・二一km<sup>2</sup>で、町内の南東部に旧吉野川が流れるという恵まれた自然条件を活かした肥沃な農業地帯が広がっています。

農業は町の基幹産業であり、洋にんじんやれんこん、奈良漬けの原料となる白瓜などを特産品として生産しています。近年では、その特産品を活かした新商品を開発するなど六次産業化事業の推進も行っていきます。

また、板野町には律令時代より古代の官道「南海道」が通り、人・もの・情報が盛んに行き交う交通の要衝の地として栄えていました。現在でも県道鳴門池田線と徳島引田線が交差し、高松道・板野インターチェンジ(IC)と徳島道・藍住ICへのアクセス道路も整備されるなど、関西経済圏から四国の玄関口としての役割を担い、県北部の産業・文化・教育・広域交流拠点として発展しています。

## まちの取り組み

平成二十七年年度から「第五次板野町振興計画」の運用を開始するとともに、地方版総合戦略の策定を進め、まちの将来像『安心なまち・子どもが輝くまち・交流のまち いたの』の実現に向けた施策に取り組んでいます。

### ○安心なまち

南海トラフ巨大地震などの災害に備えた指定避難所の耐震化や簡易備蓄庫の整備、学校区ごとの防災訓練、自主防災組織の拡大・強化など、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

### ○子どもが輝くまち

子どもたちが明るくのびのびと成長できるように、義務教育終了までの医療費無料化、幼稚園から中学校までの給食費半額軽減、多子世帯の幼稚園授業料・保育料の軽減など子育て家庭への経済的支援をはじめ、地域や関係機関との連携を深めながら地域子育て支援センター等の機能充実を図り、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを目指しています。

### ○交流のまち

高速道路や県道、JR高徳線など交通網の利便性を活かした周辺市町や関西経済圏との産業交流、町内三ヶ所の四国霊場札所や阿讃山脈の自然と田園風景を体感しながら歩くウォーキング大会などの文化交流、科学と自然にふれる大型公園あすたむらんど徳島や県立総合教育センター、サッカーコート三面を備えて徳島ヴォルティスも活動拠点とする徳島スポーツビレッジなどを活かした教育交流を推進するとともに、これらの観光資源や物産販売の振興を図るため、板野郡で初めてとなる「道の駅」の整備を計画しています。

## 板野の観光・イベント

### ○四国霊場札所

板野町には、四国霊場第三番から第五番までの三つの札所があります。



あせび温泉やすらぎの郷



あさんウォーキングフェスタ in いたの



四国霊場第三番札所・金泉寺



四国霊場第四番札所・大日寺

お国自慢コーナー



いたの子どもフェスティバル

第三番札所・金泉寺は、朱塗りの仁王門をくぐると左手に鐘楼、右手に観音堂が建っており、境内奥には寺号の由来でもある「黄金の井戸」や武蔵坊弁慶が持ち上げたといわれる「弁慶の力石」があります。

第四番札所・大日寺は、三方を阿讃山脈の山に囲まれた森の中にあり、紅色の鐘楼門が美しい寺で、寺号の由来である本尊大日如来は弘法大師の作といわれています。

第五番札所・地蔵寺は、樹齢約八百年の大銀杏を中心とした広い境内に本堂、不動堂、八角堂、大師堂、淡島堂、本坊の諸堂が列んでいます。地蔵尊の石仏の下には神秘的な音色の水琴窟があり、奥の院「五百羅漢堂」では全国的にも珍しい木造の羅漢像が薄暗い回廊で提灯の光に照らし出され様々な表情を浮かべています。



四国霊場第五番札所・地蔵寺

○あせび温泉やすらぎの郷

あせび温泉は、大坂峠に向かう途中の緑豊かな山あいにある天然温泉で、その源泉水は大坂基左原の地下二五〇mから自噴する温度二〇・七度のアルカリ性イオウ泉質です。

温泉の効能は、神経痛、筋肉痛、関節痛、冷え性、疲労回復など多数あげられます。また、硫黄成分を含むため糖尿病、切り傷、慢性婦人病、痛風、便秘などにも効果があります。

さらに、県下でも有数といわれているPH8・9のアルカリ成分により肌の艶出し作用、皮膚の洗浄作用があるため、浴後は肌がつるつるし滑らかになる効能があるといわれています。

大浴場や露天風呂からは、日本庭園や背景の山、大坂谷川沿いの竹林など、季節の移ろいを感じながら入浴を楽しむことができます。

○あさんウォーキングフェスタ in いたの

「環境と健康を考える」をテーマに、阿讃山脈の自然と田園風景を体いっぱいと感じながら歩くウォーキング大会をメインに開催しています。コースは、板野町の豊かな自然を満喫する十kmの「あさんコース」と、あすたむらんど徳島周辺を巡る四kmの「まめっちゃんコース」の二つのコースを設けています。

また、ウォーキングの他にもステージイベントや子どもサッカー教室、板野町の特産品を使用した飲食やスイーツを販売する「地産地消コーナー」、徳島ラーメンなどの移動販売車も出店する飲食ブースなどもあり、ウォーキ

ング後のお食事や楽しいイベントが盛りだくさんで参加者みなさんに楽しんでいただけれます。

○あすたむらんど徳島

遊びや体験を通して子どもたちの科学する心を育てる「子ども科学館」を中心施設とした、科学と自然にあふれる参加体験型の大型公園です。体を使った活発な屋外活動が楽しめる公園ゾーンと、宇宙や科学について学べる科学館ゾーンとで構成されています。



あすたむらんど徳島

○いたの子どもフェスティバル

ゲストを招いてのイベントショーやミニチュア列車の試乗会、積み木や折り紙を使った親子のふれあいコーナー、民生児童委員協議会によるゲームや工作などのお楽しみコーナー、子育て支援や消費生活などの相談・情報コーナーも設けるなど、次世代を担う子どもたちの育成を、地域が一丸となって支援することをメインテーマとして開催しています。



# 上板町

## はじめに

上板町は徳島県中北部に位置し、北は阿讃山脈で香川県と接し、南は四国三郎・吉野川に囲まれ、良質な水と豊かな風土、温暖な気候に恵まれた農業を中心とした自然環境豊かな町です。春は桜並木と吉野川の菜の花畑、夏は泉谷川でのホタルの乱舞等が楽しめる水辺施設、秋は町の花「藍の花」と町の木「いちよう」 県天然記念樹「乳保神社のイチヨウ」をはじめとする木々の紅葉が楽しめます。さらに冬には大山さんでの力餅大会など、「おもてなし」と「お接待」癒やし文化の町でもあります。

また恵まれた自然環境を生かし、平坦部は米作を主軸として、洋人参、ブロッコリー、たまねぎ、ほうれん草等の露地野菜、酪農畜産の経営が行われています。また北部山間部では桃、柿等が主軸に栽培されています。さらに上板町は、サトウキビから製造される最高級品の和三盆糖でも有名です。

## 我が町の「いいもの」紹介

### ・阿波の「藍」と「和三盆糖」

阿波藍の栽培と加工は、蜂須賀家政が阿波入国後に導入したのが始まりといわれ、藩の保護奨励によって吉野川流域の村々は藍の一大産地となりました。乾燥させた葉藍を発酵させて作る天然藍染の原料を「藍すくも」といい、現在、徳島県の生産量の大半を上板町が占めています。

一方、阿讃山脈沿いの村では、十八世紀の末に、地元の青年修験者・丸山徳弥が新しい製糖法を開発し、「阿波和三盆糖」としてその名を全国に広めていたのです。

伝承によれば、徳弥は、日向国延岡（宮崎県）から密かに甘蔗の苗を持ち帰り、苦心の末に独自の製糖法を確立。その技術は、徳島藩によって厳しく取

り締まられ、徳弥はその後も目付として砂糖生産の保護・育成に努めたということです。

和三盆糖は、高級和菓子の材料として使われる最高級の砂糖で、甘蔗を絞った糖液を煮詰めて作った白下糖を、台の上で水を加えながら揉み絞ることを三回繰り返したことからこのような名がついた（現在では四回以上）といわれています。

この阿波の藍と和三盆糖は、その品質の良さゆえに、現在も文化と技術を大切に受け継がれ、上板町ならではの特産品として日本全国に出荷されています。

### ・乳保神社のイチヨウ

樹齢は八百年から千年と推定されており、徳島県内のイチヨウでも一番長寿とも言われています。一九四四年には国の天然記念物に指定されました。

### ・観音道

上板町の阿讃山脈・大山（標高六九一メートル）中腹にある大山寺と、ふもとの和泉寺を結ぶ古道は観音道と呼ばれ、地元の住民らに親しまれています。約四、五キロの道沿いには



大山の柿



藍の花



乳保神社



お国自慢コーナー

二十五基の石仏が点在するほか、見晴らしのよい尾根の道や険しい谷沿いの道、霧囲気の良い巻き道など変化に富み、多くの登山者を楽しませています。道中には「泉谷の青の洞門」等、見所の多い山道です。また、当コースを利用した「上板の古道観音道ウォーク」を春と秋に二回開催しています。



観音道

・観光元年

上板町は、町制六十周年の記念の年である本年を「観光元年」と位置づけ、観光で町おこしをすることを目標として掲げています。

上板町は、泉谷地区の桜やホテル、六番札所安楽寺や大山さんの力餅など、豊かな自然と歴史にあふれた町です。観光元年にあたり七月に設立した上板町観光物産協会では、グリーンツーリズムを軸とした体験型観光地を目指し、

現在中長期的計画を策定中です。

観光面での拠点「技の館」は上板町に江戸時代から続く伝統産業である「藍」にふれ、気軽に藍染の体験ができる町の人気施設です。この技の館を出発点としたウォーキングコース整備の充実をはかり、上板町の美しい景観や歴史を楽しみながら歩けるウォーキングマップもお披露目する予定です。また農業や芸術、伝統の技を体験できるメニューを作り、思い思いにゆったりとした時間を楽しんでいただける観光地づくりを目指しています。

観光物産協会では新しい特産品開発にも力を入れていきます。上板町は、大山ブランドで名高い桃や柿の産地でもあり、また、県内でも有数の酪農地帯でもあります。これらの豊富な農作物の生産者と加工者を結びつけることで、今までにない上板町ならではの特産品



技の館

を誕生させる取り組みを始めています。観光物産協会は、「自然や歴史、伝統を大切にしながら新しい魅力も作り出す上板町」をPRする役割を担う組織として活動していきます。

・かきじい

そんな観光の町上板を盛り上げる、観光イメージキャラクターが昨年誕生しました。お年寄りを大切にする町づくりを目指す上板にふさわしい、その名も「かきじい」。柿の産地、大山で生まれ育ち、人知れず柿畑の世話をし暮らしていましたが、上板町を全国の人に知ってもらい、訪れてほしいと一念発起して山を下りてきました。推定年齢はなんと百五十才。きれいな景色を眺めながらウォーキングを楽しんだり、特技の高速畑たがやしで柿の世話にいそむ元気なおじいさんです。県内外のイベントに参加すると、たちまちたくさんの人に囲まれ「かわいい」なんて言われてかきじいもまんざらでもないようです。これからたくさんの方に上板町をPRしたいと張り切っています。みなさん応援よろしくお願ひします。



かきじい

# ふるさとを想いつ

吉野川市監査委員事務局局長補佐

岡本 潔

## 一 おつめじ

地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行された平成十二年四月一日。私が県庁で研修生としてお世話になったのは、そんな記念すべき年度でした。研修生初日の前日に骨折をしまして、左手にギブスを巻いた状態で自己紹介をしたことを、今でも鮮明に覚えていきます。

当時の私は、旧麻植郡の鴨島町役場の職員として丸五年が過ぎた頃で、毎日自分の仕事に対する取り組み方や物事に対する考え方などについて悩んでいました。その様子を察してくださった方が、勉強のためにと、県庁への研修生として私を推薦してくださいました。記憶しています。

私にとって県庁での一年間は、仕事の進め方の基本を一から学ばせていただいた、言葉では表現することができないほど貴重な時間でした。

「百の仕事より、一つの人間関係。」仕事とは何かを教えてください。くださった当時の係長のお言葉は、記憶の奥底に深く刻み込まれ、今でも私の地方公務員としての礎となっています。

## 二 自己紹介

県外の大学を卒業してふるさと鴨島町に戻り、鴨島町役場の職員として採用していただいたのが平成七年四月一日。現在、監査委員事務局の局長補佐として、二十一年目の地方公務員生活を過ごしています。

これまで、厚生課、税務課、企画情報課、市民課、選挙管理委員会、介護保険課、防災対策課、商工観光課など十三回の人事異動を経て、多種多様な事務事業を経験し、行政における地方公務員の役割の重要性を痛感してきました。

鴨島町役場の職員として採用していただいたあの日から現在までの約二十年間、日々勉強を怠らないこと、常に住民目線を忘れないことを信念として仕事に取り組んできましたが、仕事を振り返ってみて、まだまだ反省することが多い状況です。

## 三 吉野川市

鴨島町は、旧麻植郡の四町村が合併して、平成十六年十月一日に吉野川市となりました。合併当初四七、二二三三人（平成十六年十月一日住民基本台帳人口）であった人口は、現在



高開石積み（夏）

四三、一六九人（平成二十七年九月一日住民基本台帳人口）となっており、約十年間で四、〇五四人（八・五八％）減少しました。また六十五歳以上の人口は、一、四二九人から一、四二五人へと一、七九六人（十四・四五％）増加しており、高齢化率は日々増加しています。本市において、こうした人口減少などの傾向は、今後も続くものと予想されます。

明るいイメージのキャッチフレーズ「世代を越えて、夢紡ぐまち」

「新・生活創造都市をめざして」のもとに誕生した本市は、地方創生の施策と相まって、まさに正念場を迎えていると感じています。

「地方創生イコール日本創生である」という意識のもとに、（中略）背水の陣で地方創生には取り組んでいかなければならないと考えております。」



イチヨウ



梅の花



母衣暮露滝



春

平成二十六年十一月七日に開催された平成二十六年全国都道府県知事会議における石破茂地方創生担当大臣の発言（総務省ホームページ・会議録から抜粋）は記憶に新しく、今、自分たち地方公務員は何をすべきなのかという問答と手探りの挑戦は、日々本市でも繰り返されています。

#### 四 ふるさと

町村合併を機に、生まれも育ちも就職も鴨島町の私に、第二のふるさとができました。それが吉野川市美郷（旧美郷村）です。

キレイのさと美郷の魅力は、何と云ってもそこに住む「ヒト」たちです。訪れるたびに、心温まるヒトたちと母衣暮露滝（ぼろぼろのたき）など豊かな自然に癒やされます。そんな心のオアシスでは、一年を通しておまつりが盛んに行われています。二月中旬から三月中旬までは美郷梅の花まつり。四月上旬から四月下旬までは高開石積シバザクラまつり。五月下旬から六月中旬までは美郷ほたるまつり。十一月下旬には梅酒まつり。十二月中旬には高開石積ライトアップ。この他にも、エネルギッシュな美郷のヒトたちは様々な取り組みをなさっていて、私はいつもたくさんの元気をもらっています。ふるさととは、単に生まれ育った場所という意味ではなくて、人生に迷った時に自分を見つめ直すために帰ることができるところ、疲れた心を遠慮なくさらけ出して新たなエネルギーを与え



高開石積み（シバザクラ）

てもらえる場所のことなのだ、町村合併と美郷のヒトたちのおかげで、私は感じる事ができるようになりました。※詳しい美郷情報はこちらです。  
<http://www.misonowa.jp/>

#### 五 おわりに

当然のことですが、そこに住むヒトたちにはそれぞれの想いがあり、それぞれの人生があります。それゆえに、地方分権であろうと地方創生であろうとその主役は、そこに住むヒトたちでなければならぬと、私は近年強く感じています。そして同時に、生まれ育ったふるさとから離れて暮らしているヒトたち、先輩や同級生、後輩たちのふるさとに対する想いもまた、大切にしていかなければならないと考えています。

私は本当に幸運なことに、生まれ

育ったふるさとで、ふるさとのための仕事をして給料を頂き、生活させていたでいています。そこに住むヒトたちの生の声を日常的に最前線で聴くことができ、ほぼ時間差なく対話ができる環境にいます。

地方創生が声高に叫ばれる中、地方公務員の役割は非常に重要で、私たちは本当に大きな責任を背負っているのだと痛感しています。地方公務員の努力や能力の差が、新たに地域の格差を生み出すかもしれないという状況だと思っています。

誰かに示されたひな形をただ横並びにして、机上でこねて冊子にまとめ公表することが、あたかも地方公務員の仕事であるかのように勘違いしていた時期が私にはありました。そんな過去の自分と決別し、これからの二十一年間、ふるさとに住むヒトたちの想いを守るために、地方公務員という仕事に邁進していこうと思っています。



高開文雄さん

# 研修の思い出

阿南市人事課係長

## 西岡 賦文

平成十七年度研修生としての研修を終え十年になります。今回、執筆させていただくことは、ちょうど節目として振り返る好機になりました。

研修派遣の時は、阿南市との合併前のまだ那賀川町の職員でした。合併前の大事な時期に送りだしてくださったことは今でも感謝に堪えません。

前期に配属されたのは、ふるさと振興課です。県での第一歩は、既に十年選手だった自分が社会人一年目に戻った感覚でした。仕事の実務はもちろんです。仕事への情熱や取り組み方、周りの方々との信頼関係等を学ばせていただきました。当時学んだことは、今でも思い出すことが多くあります。職場で人に恵まれることがいかに職員としての人間形成に影響を与えるか、仕事のモチベーションを維持するために役立つかということを確認しま

野球のまち阿南

四国最東端かもだ岬



建設中の新庁舎

した。また今でいうワークライフバランスですが、研修一年間は忙しいことを覚悟していましたが、上司のアドバイスもあり、仕事の中で月火木金は残業しても、水曜はノー残業、土日は休日ということを徹底しました。これはメリハリが出来て、体調管理や自己管理でも非常に有効でした。今でも私の働き方の基本スタイルにしています。

後期に配属されたのは、財政担当です。地域振興局の職員の多くの方々に助けられた助役・総務課長会議を担当したことは忘れることがありません。東京での会議に出席し、それをあらためて県内の市町村へ説明する会議を設けます。膨大な資料と、会議の録音物を東京から持って帰りました。徳島に

帰っても会議が直近のため、すみやかに作業を行わなければなりません。飛行機の中で、資料の整理をせっせとしながら、ビジネスマンみたいだなあと自覚しました。また、交付税検査も貴重な経験でした。県内の市町村を訪問し、実地で職員の方からお話を伺いながら様々な数値や資料を検査することは緊張の連続でしたが、各市町村の特徴や違いを知ることができ、自分自身の視野を拡げる機会になりました。

研修もあとわずかという三月に那賀川町と羽ノ浦町が阿南市と合併しました。このときは、アザラシの「ナカちゃん」ブームもあり、ふるさと那賀川町も大変忙しかったと思います。私が研修を終え、帰った先は阿南市になりました。まるで世界がすっかり変わったようで、まさに「浦島太郎」状態でした。

研修を振り返ると、県での経験を境に公私における自分のスタイルが確立したと思います。仕事の面では、当然ですが「よく考える」ようになりました。わからないことがあれば、まずは自分で「よく考える」ようになりました。市町村課では、市町村からの問い合わせが数多く寄せられます。それに答えることが大切な仕事のひとつです。法令等根拠の確認、他の事例等、様々な方向や角度から考える必要があります。考えに考え抜いた結果、回答が出来ます。もちろん、それでも不

研修生だより



那賀川

安はあります。こういう時に、ありがたいと思うのは、職場の間です。今も懇意にしているJ・Bさんにはお知恵をよく拝借しました。この場を借りてお礼申し上げます。現在の職場でも同様で、あらためて職場の仲間を支えられることの有り難さを実感しています。

また仕事の仕組みづくりという点も学びました。研修生は前期、後期と一年間で二回配属が変わります。その点で、前期から後期への仕事の引き継ぎはよいのですが、次年度の研修生には直接仕事を引き継ぐことができません。そのため、引き継ぎをするための引継書や資料が大変重要になってきます。誰が担当になっても、仕事があまく進んでいくためのノウハウを学ぶことができました。ちなみに県庁周辺の飲食関係の引継書もあり大変参考になりました。

多くの人との出会いもありました。県庁内の様々な部署や市町村の担当者の方々はもちろんのこと、前期のふるさと振興課では、公務員以外の方々とも多くの出会いがありました。多方面で活躍されている方々との出会いは、今でも私の大切な宝物になっています。また同じ立場の仲間にも恵まれました。今でも同期の研修生とは毎年一回、同窓会を開催しています。歳を重ねていくはずですが、集まると以前と変わらないのが不思議です。これからも、お

つきあいたい大切な仲間です。

私は、公務員としての最初の仕事が社会教育であったことから、現在でも青年団活動をはじめ、いろいろな地域活動や社会活動に参加しています。前期のふるさと振興課で地域コミュニティやNPO法人関係の仕事に関わることができたのは不思議な縁を感じます。ところで仕事と社会活動の両立は思いのほか大変です。「大変そうだけど、何をするの？」など聞かれることも多々ありますが、何年か前に一冊の本との出会いがあり、目からうろこが落ちました。その本は、グーグルの選ぶ二十世紀の名著にも選ばれているアメリカの社会学者ロバート・パットナムの「哲学する民主主義」という本です。ちょうど、私が研修生の時代は、阿南市をはじめ、多くの自治体が市町村合併を行っている真っ只中でした。この本では、戦後イタリアにおける南北格差問題を扱っています。イタリアも戦後、大きな改革で州制が導入されました。その結果、時間の経過と共に州と州の間で、いろいろな格差が明るみになっていきます。州になり制度的に共通になっても、様々な格差が生じるのです。パットナムはその原因について鋭い分析を行います。州や地域の格差を決めるのは、地域住民による様々な社会活動や文化活動、スポーツ活動等によるものが大きいというので

す。そして多様な活動が活発で、それらの活動や人と人のつながりが封建制度的な垂直指向よりも水平指向になればなるほど、その州や地域の「行政パフォーマンス」が向上するのです。私も研修生として県内の様々な市町村を訪れたことや調査した経験から「各市町村の違い」や「行政パフォーマンスの違い」を、一部ですが実感し理解することが出来ます。研修生として経験したことや学んだことを、これからも活かしていきたいと思っています。

最後になりましたが、研修生時代にお世話になった方々にあらためてお礼申し上げます。ペンを置くことにします。



光のまち阿南

# 「行政不服審査法」 を受講して

小松島市産業建設部住宅課係長

中野博文

私は、平成二十七年六月三日から四日まで滋賀県にある全国市町村国際文化研修所で平成二十七年年度政策・実務研修「行政不服審査法行政不服審査法の見直しを受けて」を受講しました。今回行政不服審査法及び関連の法律が大幅な改正となったことから、今取り組んでいる事務について今後不服申し立て事案がでてくるのではないだろうか？また、その場合にどうすれば適切に対応できるのか？といったことを考えて受講希望しました。

## 1 改正行政不服審査法の概要について

今回大幅な改正となった行政不服審査法ですが、住民にとってはより使い

やすい制度に変わった一方で、行政にとっては様々な対応を迫られることになり、より厳しい制度になったという印象でした。以下が、その改正の概要です。

### (1) 不服申立ての審査請求への一元化

旧法では不服申立てを行う場合、行政処分を行ったところ（処分庁）に上級行政庁があれば審査請求、ない場合は、処分庁に異議申し立てを行うという流れでした。これに対し改正法では、原則として異議申し立てを廃止し審査請求のみに一元化しています。

また旧法では、審査請求をすべき行政庁が原則として処分庁の直近の上級行政庁でしたが、改正法では、原則的に処分庁の最上級行政庁（市長等）とされています。そのため審査請求があった場合、原則として処分庁（担当課等）とは別の審査庁（市長等）が審査し裁決する流れになります。

### (2) 審理員による審理手続き及び行政不服審査会等への諮問制度の導入

改正法では、当該行政処分に関与しなかった者から審理員を選出し、その審理員が公正な立場で審査請求人と処分を行った処分庁（担当課等）からそれぞれの主張を聞いた上で審理し、裁決案の素となる意見書を審査庁（市長

等）に送ることになっています。

また、改正法では行政不服審査会等の第三者機関を設置し、審理員による審理の後、当該機関へ諮問することが義務付けられています。その後、行政不服審査会等から答申を受けた審査庁（市長等）が、最終的に審査請求人に対して裁決するという流れになります。これは、処分に関与していない審理員が、審理を行うとしても、審理員も同じ地方公共団体の職員であることから公正性をより高めるために行うものです。



改正法では、この他にも審査請求期間の六十日から三か月への延長、審査請求人の口頭意見陳述における質問権の付与等の改正が行われています。

## 2 地方自治体の対応に ついて

研修中班毎に分かれて改正行政不服審査法を実際に運用する場合を想定して「審理員の除斥事由」等について議



論しました。

一般的に何らかの行政処分を行う場合、事前に法務担当と協議したり、決済において総務課（法務担当）に合議をすることが考えられます。そこでこの「審理員の除斥事由」を厳密に考えていくと、事前に相談を受けたり合議欄に押印した法務担当職員は、審理員になれないのではないか？という問題が生じます。他の部門の職員から審理員を選出した場合、逆に審理員制度

自体十分に機能するのでしょうか、疑問が残ることになります。

この問題についての結論としては、それぞれ個別に関与の程度を判断することになりますが、法務担当が事前に相談を受けていたり合議欄に参考的な意味合いで押印しているのであれば、除斥事由には該当しないのではないかと、但し当該行政処分の決定に関し事実上実質的に法務担当が関与したと認められる場合は、除斥事由に該当するのではないかと、とのことでした。

この議論を通じて、規模の小さな自治体では、組織面や財政面等の制約から自然と法務担当の職員を審理員に選出することになると思われますが、住民に対して除斥事由に該当しないことをきちんと説明ができるよう

整理していくことが重要になると思います。

また、行政不服審査の流れとして、審査請求書の提出から弁明書の提出、反論書の提出、質問、最終反論書提出、審理員意見書提出、諮問、裁決といった流れが想定されるため、可能であればある程度の期間（六か月程度）をあらかじめ決めておいた方が事務の効率化などの面からも良いのではと思われます。

## おわりに

今回の研修では、改正行政不服審査法の概要や審査請求から裁決に至るまでの一連の流れなどについて学ぶことができました。また、実際に審査請求があった場合に地方自治体としてどのように対応していくべきなのか、その枠組みや体制づくりについて考える大変有意義な研修でした。

それとアカデミーの良い点ですが、法務担当職員や日々生活保護の不服申し立てに携わっている人など全国から集まっている様々な経歴を持つ受講生と昼も夜も意見交換ができたことが非常に良い思い出となっております。今後は、この研修で学んだことを日々の実務の中で活かしていければと思います。

# 女性の活躍とワークライフバランスの推進について

市町村課主事（行政担当） 田 根 正 博

## はじめに

女性の登用を大企業や国、地方自治体に促す「女性活躍推進法」が平成二十七年八月二十八日に成立しました。来年の四月から制度が開始され、女性の採用比率や管理職の割合など数値目標の設定と公表が義務付けられます。

採用や昇進の機会を増やして女性に力を発揮してもらい、人口減少によって労働力不足が懸念される中、日本社会の活力を維持することが狙いとされています。

日本では、出産を機に仕事を辞める女性が約六割あり、仕事と家庭との両立への不安や、短時間勤務などの希望に沿った働き方が難しいことなどが再就職の障害となっているようです。出産や育児と仕事との両立を支える制度やサービスの構築が、女性の社会進出による経済成長を目指す上で解決すべき課題と言えます。

しかし、問題となるのは制度やサービスだけではなく、今なお残る「男は仕事、女は家庭」という考えの払拭であり、管理職をはじめとした職員全体の意識改革を図る必要があるとされています。

ではどうすれば、女性が職場においても、家庭や地域においても個性や能力を発揮して輝くことができる社会を実現できるのでしょうか。最近耳にすることが多くなりましたが、ワークライフバランスの推進が、仕事と子育て・生活を両立するための環境整備において極めて重要であると認識されるようになってきました。

本稿ではワークライフバランスの考え方や推進に向けた取り組みについて見ていきたいと思います。

## ワークライフバランスの考え方

ワークライフバランスとは、私生活が充実することで仕事もうまく進み、仕事もうまくいくことによって私生活も潤うという、仕事と私生活の相乗効果を高める考え方と取組全般を指すと考えられています。

仕事において高い付加価値を創造し、成果をあげるためには広い視野や知識・スキル・人脈が必要であり、それらは仕事以外の場で身につくことも多いと思いますが、現在の日本人の生活を考えると、私生活を犠牲にして毎日残業・休日出勤で、家族や友人と一緒に過ごす十分な時間を取れないうえに、自分の時間もほとんどないという人が数多く存在しているように思われます。

私生活が充実することで仕事がかどり、仕事の調子がいいからプライベートも楽しめるという仕事と私生活の好循環こそがワークライフバランスと言われています。

## 推進に向けた取り組み

### (1) 国の取り組み

政府においては、女性活躍推進を最重要課題の一つとして位置づけています。国が率先して



女性職員の採用・登用の拡大に積極的に取り組むとともに、男女問わず職員のワークライフバランスを一体的に推進することとしています。

国の策定した取組指針については資料①のとおりです。働き方の改革の中で七・八月をワークライフバランス推進強化月間として設定しています。

具体的には「ゆう活」の制度を導入しました。国家公務員の出勤・退庁時間を一・二時間程度早めて家族と過ごす時間や余暇を増やす取り組みです。「ゆう活」については、逆に労働時間の増加に繋がるなど否定的な意見も出ておりましたが、業務改革の意識は確実に高まったのではないかと思われまます。

次に育児・介護等と両立して活躍できるための改革について見ていきます。仕事と家庭の両立支援制度の導入は進んでいるものの、制度等を利用しながら職員がワークライフバランスを実現しつつ活躍していくためには、男女問わず職員の状況に応じたきめ細かい対応や配慮を行うこと等により、全ての職員が活躍できる職場環境の整備が求められています。

中でも男性職員の家庭生活（家事、育児、介護等）への参画促進は、女性職員の活躍促進のためにも不可欠であり、男性職員のワークライフバランス推進の観点からも重要ですが、男性の仕事と育児や介護との両立について管理職員の十分な理解がないケースも見られ、一層の理解促進を図る必要があるとされています。

また、男性職員や管理職員に対する両立支援制度の周知等により、男性職員の制度活用を図るとしています。特に、各府省等において第三次男女共同参画基本計画に定める政府全体の目標（十三%以上）を踏まえた男性職員の育児休業取得率の目標に加え、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇についても新たに目標を設定（全ての男性職員が合計五日以上を取得）し、強力で取得促進を図ることとされました。

女性の活躍推進のための改革では、女性のキャリア形成支援、意欲の向上を取り組みの一つとしています。若手女性職員のキャリアイメージ形成支援による意欲向上研修を実施するとともに、これらの能力向上のための研修に積極的に参加させること等を通じて、若手女性職員の意欲の向上を図ることが狙いです。

また、女性職員が出産、子育て等経験後もキャリアアップを目指す意欲を高めるため、若手のうちに公務の魅力、仕事の面白さを認識できるように、例えば、多様な職務機会を付与する等の

(資料①)

**女性職員の活躍・ワークライフバランス推進のための3つの改革と9つの取組**  
～「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日策定)～

女性職員の活躍は、「女性が輝く社会」、「男女共同参画社会」を実現し、人材の多様性を活かして政策の質や行政サービスを向上させるといった総合的な視点から推進する。このため、男女全ての職員の「働き方改革」によるワークライフバランス(WLB)の実現が不可欠。各府省の大臣、事務次官等のリーダーシップの下、以下の「3つの改革と9つの取組」を強力で進める。

**働き方改革**

- 意識の改革
  - ・大臣、事務次官等から明確なメッセージを継続的に発信。
  - ・集中取組期間としてWLB推進強化月間(7・8月)を設定。
  - ・WLB実現の取組を人事評価に反映。
- 職場における仕事改革
  - ・職場レベルで超過勤務や業務処理状況の現状把握を行った上で改革を進め、WLBの取組が優良な職場を表彰。
  - ・法令、国会及び予算等業務の効率化と各省協議ルールの厳格化を徹底。
- 働く時間と場所の柔軟化
  - ・テレワークを本格的に活用。
  - ・フレックスタイム制の検討。

**育児・介護等と両立して活躍できるための改革**

- 男性の家庭生活への関わりを促進
  - ・管理職員等の意識の啓発と両立支援制度の利用希望の把握。
  - ・育児休業取得目標(13%)に加え、配偶者出産休暇・育児参加休暇の対象となる男性職員的全員取得を目指す。
- 子育てしながら活躍できる職場へ
  - ・育児取得が昇任・昇格に影響しないようにする。
  - ・育休中職員向けセミナーを新設。
  - ・育休中職員に対し管理職員等から定期的に連絡を取る。
  - ・産休・育休等の代替職員を配置しやすい環境を整備。
- 保育の確保
  - ・庁内保育施設の情報をご府省職員に提供。
  - ・転勤先の保育所の確保のために、早期内示を行う等の配慮。

**女性の活躍推進のための改革**

- 女性の採用の拡大
  - ・国家公務員採用試験に関し、女性の合格者の増加に向けた広報活動の強化の見直し。
  - ・女性の中途採用と中途退職した女性の採用の推進。
- 女性の登用目標達成に向けた計画的育成
  - ・府省ごとに女性の登用目標を立て、達成に向けて計画的に育成。
  - ・従来の慣行にとらわれず、女性が活躍する職域を拡大。
  - ・出産・育児等を考慮して重要なポストの経験時期を前後させるなど、人事管理を柔軟化するとともに、転勤の可否等が登用の支障とならないよう配慮。
  - ・従来の意識や慣行から脱却するよう管理職員の意識を改革。
- 女性のキャリア形成支援、意欲の向上
  - ・若手女性職員のキャリア形成支援研修を実施するとともに、若手のうちに多様な経験を付与。
  - ・ロールモデルとなる人材の育成・メンター制度の導入や人的ネットワークの形成を促進。

取り組みも行うとされています。

(2) 徳島県の主な取り組み

①徳島県版サマータイトム「あわ・なつ時間」  
国の取り組みである「ゆう活」に共通するところではありますが、徳島県では将来に向けた新たなライフスタイルへの転換、ワークライフ

バランスの実現に向け、平成二十三年度から全国に先駆けて徳島県版サマータイトム「あわ・なつ時間」を実施しています。

## ②イクボス宣言

「イクボス」とは、男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のことを指します。今年の五月二十三日に本県知事も参加する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」において、次世代の育成と男女が共に働きやすいワークライフバランスの確立された社会の実現を目指して「イクボス宣言」が行われ、これを契機に県でも知事を始めとする県幹部職員が「とくしま・イクボス宣言」を行いました。

また、少子化対策の重要施策として、「イクメンパワーアッププロジェクト」を新たに立ち上げています。従業員に希望のライフスタイルを実現できる職場環境を提供することは、他の労働条件と並んで優秀な人材を惹きつける重要な要素になることから、企業や団体に向けて従業員のワークライフバランスの推進や男性従業員の育児参加への支援など、積極的な取り組みを呼びかけています。

## ③テレワーク実証実験

昨年の九月から、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」の実証実験を開始しています。その一つとして、育児職員の携帯電話等から閲覧可能な「職場復帰支援掲示板」が開設されました。メールマガジンを活用して、タイムリーに育児中の職員へ情報提供することで、育児休業

からの円滑な職場復帰の実現を目指しています。

また、今年度は新たに在宅勤務実証実験に取り組んでいます。職員の自宅から職場内LANへ接続し、在宅での勤務を可能とすることで育児中や介護中の職員のワークライフバランスを支援するとともに、仕事の進め方を見直すことで業務効率の向上を図ることを目的としています。

## ④研修の実施

徳島県自治研修センターにおいて市町村職員を対象とした研修が行われていますが、講座の中に職場復帰をテーマとしたメンタルケアや職員相互の情報交換を行うことを目的とした「育児等復帰支援講座」が開設されています。

さらに昨年度からは係長級の職員を対象として「ワーク・ライフ・バランス講座」が新たに開設されました。多様化・複雑化する業務と自分の生活との相関を意識しながら、仕事と生活の双方の改善充実による相乗効果のもと、組織文化を生かしたワークライフバランスのあり方を理解することを目的としています。

## (3) チームの取り組み

現在私の所属している市町村課行政担当においても「平成二十七年ワークライフバランス導入推進モデル事業」において県の委託先企業からのアドバイスを取り入れながら働き方の見直しを行っています。

チーム内には女性職員はいませんが、育児や介護を女性だけの問題とせず、男性も職場にお

いて業務の見直し・スリム化を追求することで残業を減らし、家庭での育児や介護の充実を図ることが今の時代に求められています。

ただし、脱長時間労働を目指すにしても結果を残すことは企業だけでなく公務員においても当然必要となります。時間あたりの効率を高めるためには、「仕事の見える化」が必要であるため、チーム内では、毎日朝と夜、その日の業務や所要時間などをメールで共有しています。チーム内職員のメールを見比べることで、例えば自分の場合、雑件処理や資料作成に時間をとられすぎていることや、無駄を省くための工夫など仕事の効率化に向けたイメージが少しずつ見えてきました。

上司はメールを基に業務の効率を上げるためのアドバイスもでき、急に職員が休暇を取得することになっても他の職員がフォローしやすい環境が整備されてきつつあると思います。

また、メール以外にも、定期的にチーム目標や個人の取組事項に係る実施状況を確認・議論するための「カエル会議」を開催し、業務効率化に向けた改善点などについて話し合いを行うとともに、チーム全員で共有するために「アクションシート」を作成しました。「アクションシート」については、今後議論を重ね、ブラッシュアップしていく予定です。(資料②参照)

元々、チーム内は相談しやすい環境ではありませんでしたが、これらを実施することで情報の共有や職場内でのコミュニケーションの活性化にも繋がっています。

(資料②)

アクションシート (ワークライフバランス導入推進モデル事業スタート時点)

会社名	徳島県庁
部署名	地方創生局市町村課

チーム目標 昨年度の自分を越える！～去年よりも早く仕事を終えて、生活にゆとりを～

課題	アクション	担当	期日	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
課題① 担当内での業務の共有や意思疎通が十分とは言えない。担当職員同士で互いにフォローアップが可能な体制を作る必要がある。	隣席の職員の業務の共有	リーダー サブリーダー 各自	11月末			→					
	最初のカエル会議での話し合いにより、各自隣席の職員の決裁等を重点的にチェック	リーダー サブリーダー 各自	8月			●					
	決裁の相互チェックの徹底	リーダー サブリーダー 各自	11月末			→					
課題② 意思疎通の強化を図り、フォローアップがしやすい環境づくりに向けて、「風通しの良い職場作り」を推進する。	朝の挨拶の励行	リーダー サブリーダー 各自	11月末			→					
	ホウ・レン・ソウの徹底	リーダー サブリーダー 各自	11月末			→					
課題③ 課題①②に対するアクションをどのように定着させるか。	毎月始めに「カエル会議」を開催し、互いにその月の取組状況等についての話し合いを実施	リーダー サブリーダー 各自	毎月			●	●	●	●	●	

おわりに

ワークライフバランスについては支援の取り組みが徐々に広がりを見せていますが、育児・介護休暇など制度の充実ばかりを図り、働き方の改革を疎かにしてしまうと十分な効果は期待できません。ワークライフバランスを組織・チームで実現させるためには、「組織全体の働き方の見直し・時間生産性の向上」、「能力開発目標の提示」、「職場コミュニケーションの円滑化や仕事や生活に関する情報共有」など働き方を変える取り組みが必要不可欠とされていきます。

また、女性の活躍やワークライフバランスの実現には職員の意識変化も必要な要素の一つとなります。直ちに効果が見て取れるというよりは難しいかと思いますが、女性だけの問題にとらえず、上司や同僚男性が現状を正しく認識することが重要であり、また働く女性の変化を感じることが何より重要なポイントになってくるのではないかと思います。

国や県のワークライフバランスの推進に向けた取り組みが市町村や民間企業にも伝わり、それぞれ個人の

事情に合った働き方が浸透していくことで、暮らしやすさや働きやすさを実感する人が増えていく社会へ、ひいては「地方創生」にも繋がっていくのではないのでしょうか。

# 平成27年度地方交付税制度の改正について ～地方創生を見据えて～

市町村課主事（企画財政担当） 石井里奈

（資料1-1）

## まち・ひと・しごと創生の推進①

○ 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上

### 1. 地方交付税における算定

○ 各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設

- ・ 地域の元気創造事業費 4,000億円程度（前年度比+500億円程度）
  - ・ 行革努力分 3,000億円程度（同 ± 0億円程度）
  - ・ 地域経済活性化分(注) 1,000億円程度（同 +500億円程度）  
 (注)うち100億円程度は特別交付税により、ローカル10,000プロジェクト等の各団体の取組状況に応じて配分
- ・ 人口減少等特別対策事業費 6,000億円程度（皆増）

### 2. 地域の元気創造事業費の算定方法

○ 地域の元気創造事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

#### 算定額等

○ 平成27年度 普通交付税3,900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2,250億円程度	675億円程度	2,925億円程度
計	3,000億円程度	900億円程度	3,900億円程度

(注)地域経済活性化分については、上記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

#### 「行革努力分」の指標について

・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

指標(道府県分、市町村分共通)	
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

#### 「地域経済活性化分」の指標について

・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映  
 (新たに「女性就業率」の指標を追加)

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入超過率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

## 1 はじめに

平成二十七年の地方財政計画における歳入歳出規模は、八十五兆二七一〇億円対前年度一兆九一〇三億円、二・三%の増となった。これは、歳出面で社会保障関係経費の増加が反映されたことに加え、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」一兆円が計上されたことが大きく影響している。

「まち・ひと・しごと創生事業費」については財源も確保されており、地方交付税の算定においても、地方公共団体が地方創生や人口減少の克服に取り組むための財政需要を的確に反映するための指標を用いた算定を行うこととなった。このほか、平成二十七年の地方財政計画においては、地方交付税制度について、法定率の見直しや市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直し等が行われていることから、本稿において、こうした改正点等について解説したい。

(資料 1 - 2)

まち・ひと・しごと創生の推進②

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

算定額等

○平成27年度 普通交付税6,000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4:6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定

取組の必要度 (以下の指標について、現状の数値が悪い団体の需要額を割増し)	取組の成果 (以下の指標について、全国の伸び率との差に応じて需要額を割増し)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増減率</li> <li>・転入者人口比率</li> <li>・転出者人口比率</li> <li>・年少者人口比率</li> <li>・自然増減率</li> <li>・若年者就業率</li> <li>・女性就業率</li> <li>・有効求人倍率</li> <li>・一人当たり各産業の売上高(*)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増減率</li> <li>・転入者人口比率</li> <li>・転出者人口比率</li> <li>・年少者人口比率</li> <li>・自然増減率</li> <li>・若年者就業率</li> <li>・女性就業率</li> </ul>

(\*) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

2 主な改正事項

平成二十七年年度の交付税算定の基礎となる「地方交付税等の一部を改正する法律」(平成二十七年法律第三号)が、平成二十七年三月三十一日に公布され、四月一日から施行された。

主な改正事項として、

(1) 地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして、平成二十六年度の水準から一・二兆円増額

抑制  
その上で臨時財政対策債の発行を大幅に

(2) 地方交付税原資の安全性の向上・充実に  
図るため、地方交付税率を見直し

(3) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動  
準備金の活用

(4) 地方創生に取り組むための経費を地方財政  
計画に一兆円計上したことに伴い、当該経費を算定するため、「地域の元気創造  
事業費」(平成二十六年に創設)に加えて、

当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を創設(資料1)  
(5) 普通交付税の算定内容の改正が挙げられる。

3 普通交付税の算定方法の改正

ここでは、「主な改正事項」の(4)・(5)における普通交付税の算定方法の改正について解説したい。

(1) 地域の元気創造事業費

「地域の元気創造事業費」については、平成二十六年度の三五〇〇億円程度から五〇〇億円程度を増額して四〇〇〇億円程度とすることとし、増額分の全額を地域経済活性化分に配分することとなっている。これは、平成二十六年年度の創設時において、行革努力分を三〇〇億円とする一方、地域経済活性化分については、算定の対象とすべき各地方公共団体の地域経済活性化の取組の成果が、まだ十分に指標に反映されていないことから、算定初年度の平成二十六年度は五〇〇億円にとどめていたことを踏まえたものである。

なお、本費目については、基本的に平成二十六年度の算定方法が継続されているが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を踏まえ、地域経済活性化分の指標に、「女性就業率」が追加されている。

(2) 人口減少等特別対策事業費

基本は人口で算定することとし、その上で、「取組の必要度」及び「取組の成果」を加味することとなっている。これは、同じ人口規模であっても、

・直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、人口減少等への対策に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられること  
 ・人口増減率等の伸び率が全国平均の伸び率を上回っているような団体は、全国平均の伸び率の団体と比べて、子育て支援の充実や移住の促進などに積極的かつ効果的に取り組んでおり、その財政需要も大きいと考えられることを踏まえ、これらの財政需要を交付税算定に反映しようとするという考え方によるものである。  
 この際、道府県分と市町村分の配分については、人口減少等に関する経費の決算状況を踏まえ、道府県分二〇〇億円程度、市町村分四〇〇億円程度とされた。

その上で、各地方公共団体がこれからの総合戦略を策定して、地方創生に取り組むことを踏まえ、制度創設直後の段階は「取組の必要度」を重視し、「取組の必要度」が五〇〇億円、「取組の成果」が一〇〇〇億円の割合で配分されている。(資料2)

この「取組の必要度」と「取組の成果」の配分額に関しては、今後、地方版総合戦略に基づき施策が各団体において実施されていくことが見込まれることから、各団体の「地方版総合戦略策定後の取組の成果」が各指標に反映されていくことに合わせ、「(これからの)取組の成果」の枠が別途設けられ、これに対して「取組の必要度」等から段階的に配分額がシフトされることも検討されていることに注意が必要である。

(資料2)

人口減少等特別対策事業費

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

平成27年度算定額

	取組の必要度分	取組の成果分	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正 I + 経常態容補正 II )

道府県: 1,700円  
市町村: 3,400円

《取組の必要度分》  

$$\text{経常態容補正 I} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注1)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注1)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高 (注2)
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注1) 各団体の増減率と全国が増加又は減少団体の増減率を比較して算出  
 (注2) 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

《取組の成果分》

経常態容補正 II = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) × β

- J : 人口増減率
- K : 転入者人口比率
- L : 転出者人口比率
- M : 年少者人口比率
- N : 自然増減率
- O : 若年者就業率
- P : 女性就業率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し(注)

(注) 例えば、人口増減率の伸び率については、H14~16の人口増減率の平均値とH24~26の人口増減率の平均値により算出

(3) 地域経済・雇用対策費

規模としては、四四〇〇億円程度(道府県分一九五二億円程度、市町村分二四七五億円程度)が算定され、対前年度比一五〇〇億円の減となっている。

また、本費目が、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるように措置されたものであることを鑑み、これらの観

いては直近の六ヶ月平均)が用いられている。

(資料3)

### 地域経済・雇用対策費

#### 算定経費

歴史的円高等を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置。

#### 算定額

7,400億円程度 道府県分3,300億円程度  
市町村分4,100億円程度

#### 算定方法

##### 《道府県分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times (\%)$$

(2,630円)

- A : 1人当たり第一次産業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 1 / 有効求人倍率
- E : 全国平均 / 人口密度
- F : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を3,300億円程度とするための率

##### 《市町村分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.2E + 0.1) \times (\%)$$

(2,340円)

- A : 1人当たり農業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 全国平均 / 人口密度
- E : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を4,100億円程度とするための率

点から算定を行うこととなった。  
算定に当たっては、各地方公共団体の人口に基づき算定することを基本とし、人口規模のラスト差を反映させる段階補正を適用した上で、算定しようとする経費の必要性等に関する係数が反映されることとなっている。  
市町村分については、道府県分と同様に、測定単位を人口とし、段階補正のほか、一人当たり農業算出額、一人当たり製造品出荷額、自主財源の割合、人口密度、高齢者人口割合を用い

た補正が適用されている。(資料3)  
(4) 市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直し  
平成二十七年における対応として、合計二六八三億円が計上された。  
平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、①支所に要する経費の算定、②人口密度等による需要の割増し、③標準団体の面積の見直し(単

位費用に反映)の3つの項目について、平成二十六年以降五年程度の期間をかけて、普通交付税の算定に反映することとなっている。(資料3)

このうち、「①支所に要する経費の算定」については、平成二十六年から三年間をかけて段階的に交付税の算定に反映されることとなっており、平成二十七年は合併前の旧市町村毎に算定された支所に要する経費の合算額について、その2/3の額が地域振興費において加算されている(平成二十八年度は全額を加算)。

また、「②人口密度等による需要の割増し」、「③標準団体の面積の見直し」については、平成二十七年以降順次見直しを行うこととされているが、平成二十七年においては、消防費、清掃費及びこれらに係る離島の増高経費について、三年間をかけて段階的に交付税の算定に反映されることとなった。

具体的には、

- ・市町村の標準団体について、面積を現行一六〇km<sup>2</sup>から二一〇km<sup>2</sup>(人口一〇万人前後の市の面積の中央値)に見直し。

- ・これを踏まえ、標準団体における消防の出張所数を二箇所から三箇所とし、人件費等の増を消防費の単位費用に反映。また、ごみ収集・運搬に要する経費についても、標準団体の面積の見直しに併せて見直しを行い、清掃費の単位費用に反映。

- ・人口密度が低い団体においては、消防団に

(資料4)

## 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について

### 基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、平成26年度の普通交付税の算定から、順次、算定に反映。(各見直し項目は、見直し年度より3年間をかけて段階的に算定に反映)

平成27年度における対応 H27算定額(合併団体(以下同じ)) 合計 2,683億円

### <平成27年度の新たな見直し項目>

#### 消防費【H27算定額 299億円(884億円の3分の1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km<sup>2</sup>→210km<sup>2</sup>)に伴い、標準団体における出張所数を見直し(2箇所→3箇所)。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
- 旧市町村における常備消防機能(消防署)の維持に係る経費を反映
  - 旧市町村(人口8,000人規模)における標準的な消防署の経費を設定(消防吏員の人件費及び消防車・救急車等の物件費を算入)
  - 旧市町村の消防署に要する経費について下記により算定  
次の算式により旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとに算定  
標準的な消防署の経費 × 所管区域人口の多寡による補正 - α  
※α:合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行うもの  
※旧市町村ごとに算定した需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算(合併算定替の需要額には加算しない)
- 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正を充実(対象団体を200人/km<sup>2</sup>未満の団体→450人/km<sup>2</sup>未満の団体に拡充等)

#### 清掃費【H27算定額 59億円(167億円の3分の1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km<sup>2</sup>→210km<sup>2</sup>)に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し、単位費用に反映
- 人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設  
※一本算定にのみ適用(合併算定替には適用しない。)

#### 離島への対応【H27算定額 7億円(20億円の3分の1程度)】

- 離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実し、離島の団体の需要額を割増し

### <平成26年度に着手した見直し項目>

#### 支所に要する経費【H27算定額 2,318億円(3,477億円の3分の2程度)】

#### 【参考】平成28年度以降の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成28年度以降、順次交付税算定に反映

- 保健衛生費、小中学校費、徴税費等:標準団体の経費を見直し、人口密度による補正を新設・充実(例:検診等に要する経費、給食センター、徴税に要する経費、公民館等)
- 上記以外の費目:標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実等

要する経費やごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設・充実。

常備消防機能については、業務の特性上、合併前の旧市町村単位の消防署を引き続き維持することが求められることから、旧市町村毎の消防署に要する経費について、合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行った上で、所要の額を一本算定に加算(人口八〇〇〇人規模の旧市町村の場合、平均五〇〇〇万円程度)。

離島であることにより増加する経費のうち、

消防費、清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実。

の見直しをなされ、これにより合併団体について一〇〇〇億円程度の影響が見込まれている。

また、平成二十八年度以降についても保健衛生費(検診等に要する経費)などについて引き続き見直しを行うこととされており、今後詳細な検討を行うこととされているが、これまでの見直しと併せて、合併団体について六七〇〇億円程度(合併算定替による増加需要額九五〇〇億円程度(平成二十五年度算定)の約七割)が措置されることとなっている。(資料4)

## 4 おわりに

平成二十七年度の地方交付税の総額は前年度に比べ一三〇七億円の〇・八%の減となったが、税収が増えたため、地方の一般財源総額が前年度相当程度に確保された。

しかしながら、地方においては消費税増税後の景気回復が遅れており、円安による原材料費の高騰などによる地域経済の冷え込みも懸念されるなど、税収入の大幅な伸びは期待できず、今後も厳しい状況が続くものと考えられる。

こうした中、国・県・市町村が連携・協力しながら少子・高齢化対策、地域経済活性化・雇用の創出等をはじめとする「地方創生」に積極的に取り組むためにも、財源の保障と調整の機能を併せ持つ地方交付税はますます重要度を増していると言える。

一方で、「骨太の方針二〇一五」においては、歳出改革・効率化などの行財政改革の成果を地方交付税の算定に反映させる、いわゆる「トツプランナー方式」の導入が盛り込まれるなど、今後の交付税制度のあり方については国の動向を十分に注視する必要がある。

また、市町村の実情が十分に反映され、地方創生に取り組む地方の個性・独自性が尊重される交付税制度となるよう、それぞれの団体においてもあらゆる機会を捉え、地方の声を上げていく必要がある。



## 地方創生の概要について

市町村課主事（企画財政担当） 大西 啓 治

### はじめに

我が国の人口は、二〇〇八年（平成二十年）の一億二、八〇八万人をピークに減少局面に入り、現状のまま推移した場合、二〇六〇年には八、六七四万人、さらに二一〇〇年には四、二八六万人にまで減少するという非常に厳しい見通しが示され（図1参照）であり、「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」を目指す「地方創生」が、国及び地方にとって、まさに「待たなしの課題」となっている。

昨年十一月、国においては、「まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三十六号）」を制定するとともに、十二月二十七日には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方に対し、平成二十七年度中に「地方人口ビジョン」（注一）と「地方版総合戦略」（注二）を策定するよう求めている。

本稿では、地方創生の概要について、本県における取組みを中心にまとめてみたいと思う。

（注一）地方人口ビジョン

各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの

（注二）地方版総合戦略

地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後五か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるもの

我が国の人口の推移と長期的な見通し

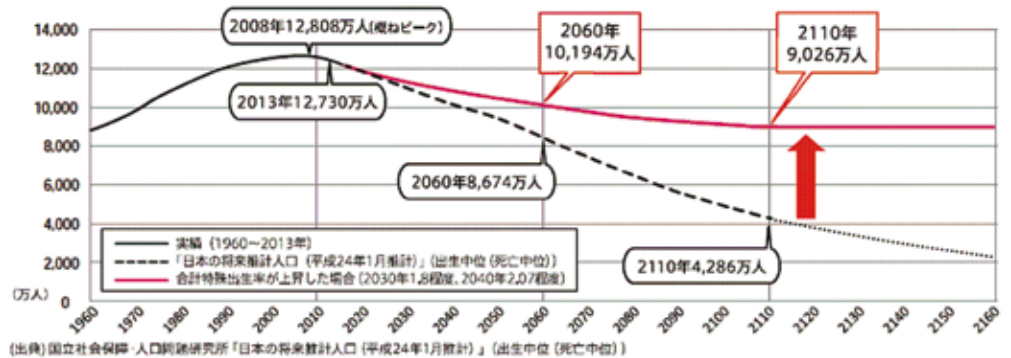


図1（まち・ひと・しごと創生本部事務局資料より）

### 徳島県における地方創生の取組み

徳島県においては、全国に先行して顕在化する課題に真正面から向き合い、全国屈指のブロードバンド環境を活用した「サテライトオ

「フィスプロジェクト」をはじめ、数多くの「課題解決の処方箋」を創造し、「知恵は地方にあり！」とのフレーズとともに全国に向け発信してきたところである。

「地方創生」の実現のためには、これまでの取組みをもう一段高い次元へと進化させ、県を挙げて推進していくことが、重要であると考えていることから、県議会をはじめ、「産学官金労言」の代表者の方々の参画による「地方創生 挙県一致 協議会」やパブリックコメント、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などを通じ、県内各界各層の皆様から幅広くいただいた御意見・御提言を踏まえつつ、本県における人口の現状と将来展望を提示した「とくしま人口ビジョン」と、その実現に向けたスタートダッシュとなる、今後五年間の具体的な施策を盛り込んだ「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」を、全国に先駆け本年七月十六日に策定した。

### ①とくしま人口ビジョン

本県の人口は減少傾向にあり、本年四月一日には、七五九、〇四七人と七十六万人を割り込んだところであり、「社人研（国立社会保障・人口問題研究所）推計」準拠による、二〇六〇年の人口は、約四十二万人（四一九、二八一人）となる見通しである。

これに対する「将来展望」として、「二〇六〇年に『六十万人〜六十五万人超』の確保を目指す」とする人口目標を設定した。

その考え方としては、まず、「二〇六〇年に

一億人程度を確保」するとしている。「国の目標水準を上回る」人口の確保を目指す」としており、本県人口の全国シェア、〇・六%（七十六万人/一億二、六九一万人：平成二十七年四月一日現在）を二〇六〇年まで維持した場合、約「六十万人」となる。

次に、合計特殊出生率が上昇（二〇二五年：一・八〇、二〇三〇年以降：二・〇七）するとともに、転入者数が転出数を上回る（二〇二〇年：均衡、二〇二五年：一、五〇〇人超過/年、二〇三〇年以降：三、〇〇〇人超過/年）との条件設定のもと推計した場合、二〇六〇年には約「六十五万六千人」となる。本県では、人口に関する認識を県民と共有し、「夢」や「希望」を持てる本県の未来像に向け、「地方創生の旗手」として、徳島ならではの取組みを強力に展開するべく、「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」の作成に取り組んだ。

### ②vs東京『とくしま回帰』総合戦略

「とくしま人口ビジョン」で示した二〇六〇年の本県人口「六十〜六十五万人超」の確保に向け、「自然増」と「社会増」の両面から様々な施策を盛り込んだものであり、「創造的実行力」により一層の磨きをかけ、いわゆる「産学官金労言」の連携協力のもと、県を挙げて、これら施策を強力に推進していくものである。（図2）

### ○基本目標

徳島と東京が「一対」となり、「地方創生」、ひいては「日本創成」の実現を目指す「vs東

京」の共通コンセプトのもと、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、活力ある「まち」づくりを加速する「とくしま回帰」の具現化に向けて、「四つの基本目標」を掲げ、「新未来とくしま」の創造へと導く各種施策を強力に推進する。以下、順を追ってその内容を説明する。

### ○基本目標一 新しい人の流れづくり

一つ目の柱、「新しい人の流れづくり」では、共通コンセプト「vs東京」のもと、各世代にわたる東京からの移住をはじめ、大都市圏からの「新しい人の流れ」を生み出す「とくしま回帰」の推進により、「二〇二〇年までに、転入・転出者数を均衡」させることを目指す。

#### 「主な取組み」

(ア) 住みたい・働きたい「とくしま回帰」の加速

- ・ 移住相談やしごと情報の提供を一元的に行う「移住コンシェルジュ」を配置
  - ・ 「二地域居住」の促進のため、地方と都市の学校移動を容易にし、双方で教育を受けられる「デュアルスクール」のモデル化を推進
  - ・ 農業系大学生を対象に、本県のフィールドを活用したインターンシップを展開
  - ・ 即戦力となる林業従事者を育成するため、「とくしま林業アカデミー」を創設
- (イ) 「とくしま回帰」を呼び込む拠点機能の強化

・ 企業の本社機能移転を促すための企業立地補助制度を拡充

図 2

## 2 徳島県における人口の将来展望

### とくしま人口ビジョン

#### 現状分析

- ◆ 1999年以降、連続で人口減少現在は「約76万人」
- ◆ 合計特殊出生率は回復傾向にあるものの2014年（概数）で「1.46」、自然減が継続中
- ◆ 社会減は縮小傾向にあるものの継続中
- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所の推計による本県の2060年の人口は「約42万人」

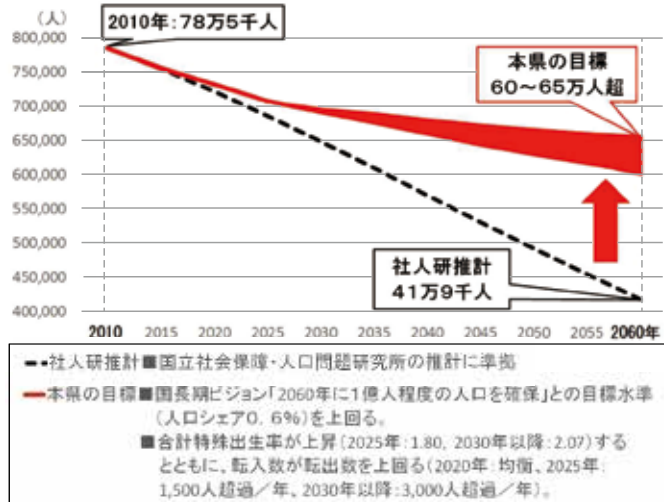
#### 将来展望

- 【自然動態】合計特殊出生率の上昇  
2025年：1.80へ  
2030年：2.07へ
- 【社会動態】転出超過を解消  
2020年：転入・転出を均衡  
2025年以降、転入超過を目指す

2060年に  
「60～65万人超」  
の確保を目指す！

「RESAS（リーサス）」活用を通じて展望

#### 徳島県人口の将来展望



「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」を推進エンジンに  
“地方創生”を実現！！

## 3 「新未来とくしま」創造に向けた新次元の取組み

vs東京「とくしま回帰」総合戦略【2015～2019】

128のKPIを設定

### 1 ひと

#### 目標

- 転入・転出者数：現状1,723人の転出超過⇒均衡へ(2020年)



サテライトオフィスのさらなる展開

### 2 しごと

#### 目標

- 雇用創出数：5年間で4,000人



6次産業化ビジネスモデルの構築

### 3 子育て

#### 目標

- 希望出生率(1.8)を叶える(2025年)



テレワーク導入による新たな働き方「徳島モデル」を創出

### 4 まち

#### 目標

- 徳島版地方創生特区：5年間で10区



「未来エネルギー」への挑戦

人口減少の克服！

東京一極集中是正！

「産学官金労言」の代表者  
地域・住民の代表者で構成

「新未来とくしま」の創造

「地方創生“拳県一致”協議会」を核に戦略を強力に推進！！

・本県の強みを發揮できる分野を念頭に置き、地方創生に資する政府関係機関の誘致に挑戦  
 ・サテライトオフィスに関する企業からの相談や視察に対応する「コンシエルジュ」を県内三圏域に配置

(ウ) 若者の「とくしま回帰」を生み出す大学等の活性化

・大学サテライトオフィスにより、地域の課題解決や活性化に向けた取組みを促進

・経済団体等と連携し、県内企業に一定期間就業した際に、奨学金の返還を支援するなど、若者の地元定着を促進

### ○基本目標二 地域における仕事づくり

二つ目の柱、「地域における仕事づくり」では、「総合戦略による雇用創出数…五年間で四、〇〇〇人」という目標を掲げ、本県の強みを活かした「産業競争力の強化」により、徳島に集う「ひと」が、魅力ある安定した「しごと」を創り出す「好循環」を加速することとしている。

(ア) 地域産業の未来に向けた競争力の強化

・全国初の「4Kアワード」開催や、クリエイティブ関連産業の集積を促進

・世界市場を見据えたLED製品開発や販路拡大を図り、LED産業クラスターの形成を推進

・介護、公共事業、林業などの分野で、ロボットの普及やロボットテクノロジーの実用化を推進

・グローバル商品の開発や海外市場での販売促進等、県内企業のグローバル展開を支援

・徳島大学「生物資源産業学部」との連携による「アグリサイエンスゾーン」の構築、ブランド化に向けた情報発信・産地強化を実施

・六次産業化に向けた、「人材育成」、「商品開発」、「販路拡大」等の取組みを推進

・農工商連携による六次産業化に対応した教育を行うため、県立高校に「六次産業化専門学科」を設置

・農林水産物等の輸出倍増を図るため、ハラル対応やプロモーションを強化

(イ) 戦略的な観光誘客の推進

・国内外からの観光誘客を図るため、WiFi整備や多言語表記、通訳人材の育成、「外国語サポートデスク」の設置を推進

・「とくしまマラソン」や「マチ★アソビ」の国際化を図るとともに、「LEDアートミュージアム(仮称)」を創設

(ウ) 地域産業の飛躍を支える人づくり

・「科学技術アカデミー(仮称)」の創設

・「地域グローバル人材」を育成するため、経済団体等と連携し、大学生の留学を支援

・「徳島版マイスター制度」の創設

・NPO法人・民間企業等を活用し、職業訓練等を実施

### ○基本目標三 結婚・出産・子育ての環境づくり

三つ目の柱、「結婚・出産・子育ての環境づくり」では、「切れ目のない次世代育成対策」を展開し、若者の結婚や出産に対する希望の実現をはじめ、「子育ての喜びを実感できる環境」を創造し、「概ね一〇年後の二〇二五年に、結

婚や出産に関する希望が叶う場合の出生率(希望出生率)一・八を目指す」としている。

(ア) ライフステージに応じた切れ目ない支援の強化

・「きらめき縁結び応援団」と「徳島企業・団体婚活支援ネットワークセンター」の連携による出会いの機会づくりを支援

・多子世帯における経済負担を軽減するため、第三子以降の子どもに係る保育料を無料化

・待機児童を解消するため、市町村における保育の受け皿確保のための施設整備を支援

・病児・病後児保育を全県的に進めるため、ファミリー・サポート・センター等の機能強化を促進

(イ) 若い世代の正規雇用のさらなる拡大

・全国トップクラスの正規雇用率の拡大に向け、「とくしまジョブステーション」や「ジョブカフェとくしま」等により、求人情報の提供などを支援

・成長段階に応じた職業観を醸成するため、小学校における職場見学や、中学校での職場体験、さらには高校段階におけるインターンシップを拡充

(ウ) 仕事と子育てが両立する働き方の実現

・勤務形態の多様化に対応するため、「テレワーク・センター」を設置し、テレワークの普及を促進

・ワーク・ライフ・バランスの促進に向け、仕事と子育ての両立支援に積極的な企業を「はぐくみ支援企業」として認証

・ワーク・ライフ・バランスの促進に向け、仕事と子育ての両立支援に積極的な企業を「はぐくみ支援企業」として認証

○基本目標四 活力ある暮らしやすい地域づくり

四つ目の柱、「活力ある暮らしやすい地域づくり」では、「ひと」と「しごと」の好循環を強固に支え、安心して暮らし、学び、働き、子育てしやすい、笑顔に満ちた活力ある「まち」づくりを展開し、「徳島版地方創生特区Ⅱ—〇区」などの実現を目指すこととしている。

(ア) 「課題解決先進地域づくりの加速」

・市町村の課題解決を支援するため、産学民官連携による「徳島版地方創生特区」を創設

・「地方創生」から「日本創成」へとつながる

国への積極的な政策提言を実施

(イ) 多様な人材が輝く地域づくりの加速

・テクノスクールと大学等の連携による「ウーマンビジネススクール」を創設し、管理職等を目指す女性を支援

・障がい者が活躍できる場の創出に向け、地域の高齢者に対し、日用品等の移動販売や見守り活動を行う地域貢献活動を推進

(ウ) 時代に合ったふるさとづくりの加速

・小規模化する学校をコストをかけずに存続させ、教育の質を保証する新たな形として「チエーンスクール」や「パッケージスクール」の普及を推進

(エ) 安心して暮らせる地域づくりの加速

・高齢者が住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、多職種連携の促進や二十四時間対応体制を構築

・自助・共助の要となる地域防災リーダー養成

のため、高校生からシルバード世代まで幅広く「防災士」の資格取得を支援

・平時と災害時の切れ目ない自然エネルギー・未来エネルギーの導入を図り、次世代エコカーや水素ステーションの普及を推進

(オ) 地域間連携の進化

・本県のみで解決が困難な課題について、関西広域連合等により施策を推進

おわりに

日本の人口は、今後加速度的に減少することが危惧されている。最新の統計においても、国全体の合計特殊出生率は、九年ぶりに低下するとともに、東京圏への人口流入も依然、続いている。

このような状況を打破すべく、「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」に、一刻の猶予も許されないと強い危機感を持ち、国・地方を挙げて、「地方創生」を推進していかねればならない。

徳島県においては、「総合戦略」の推進に当たり、「挙県一致」で「とくしま回帰」に向けた「県民運動」を推進する。「住んでみんで徳島で！」『県民会議』による行動宣言の具現化に向けた取組みや、「とくしま創生サポーター」す「だちくん」の戦略的な活用などにより、県民とともに「地方創生」実現に向けた想いを共有しながら、総力を挙げて取り組んでいくことと

している。

もとより本県の「地方創生」実現のためには、各市町村の取組みが重要となってくる。まさしく「県内二十四市町村の創生なくして、徳島県の創生なし」との気概が強く求められている。

各市町村においては、住民により身近な基礎自治体ならではの視点から、地域全体で、改めて自分たちの「まち」の現況や将来について真剣に考え、その地域の実情に応じた「総合戦略」を作成し、一刻も早い具現化に向け取り組んでいただきたい。

この「地方創生」を契機として、県内各地に活気が溢れ、自立的で持続的な「まち」が創出されることを切に願う。

# 公営企業会計の適用推進について

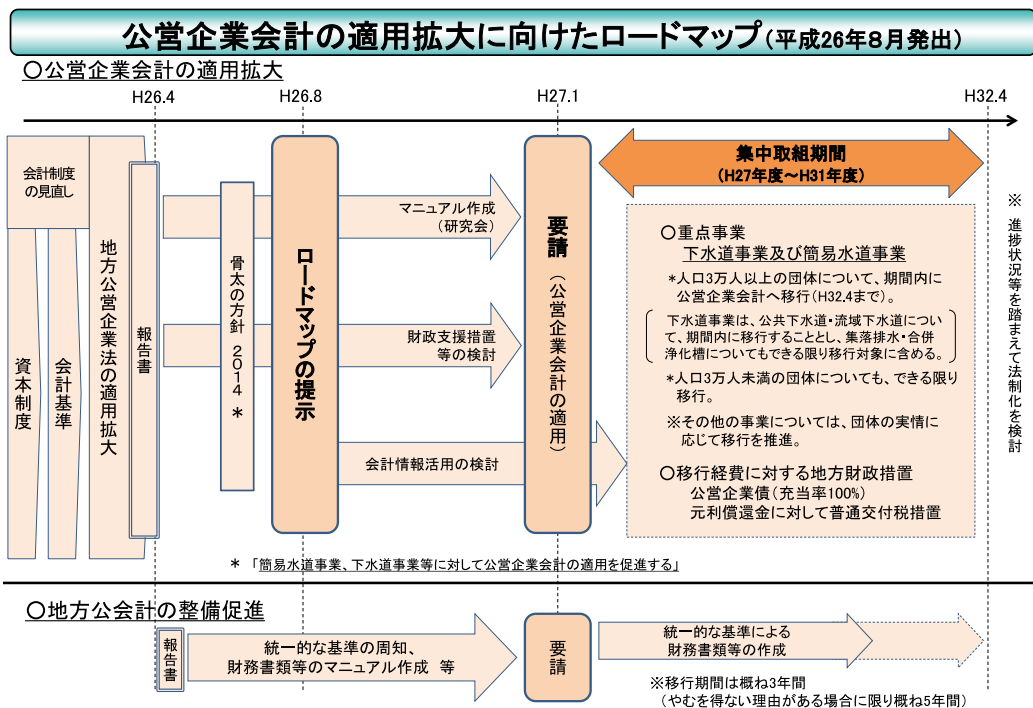
市町村課主事（企画財政担当） 岸田 克也

## 1 はじめに

平成二十六年八月二十九日、総務省から各地方公共団体に対し、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」（資料1）が示された。このロードマップは、平成二十五年度に総務省において開催された「地方公営企業法の適用に関する研究会」の報告書における「財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべきである。」との指摘を踏まえたものであるが、このロードマップの内容等を踏まえ、平成二十七年一月二十七日、総務省から各地方公共団体に対し、「公営企業会計の適用の推進について」（総財公第十八号）と題する通知（以下「大臣通知」という。）が発出され、正式に各地方公共団体に公営企業会計の適用が要請されるとともに今後五年間の支援措置の内容等が示された。

そこで、本稿では公営企業会計適用推進の背景や適用に係るメリットとともに今回の要請及び支援措置の内容を解説したい。

資料 1



## 2 公営企業会計適用推進の背景と必要性

公営企業会計の適用が推進されることとなった背景としては、厳しい経営環境が挙げられる。公営企業にとって収益の中心である料金収入

は、公営企業全体では平成十七年度をピーク（一〇兆二十二億円）に近年は減少傾向にあり、特に下水道事業や簡易水道事業においては、今後とも人口減少や節水技術の進歩、節水意識の高まり等により料金収入の減少が予測される。また、高度経済成長期に集中的に整備された施設や設備の老朽化が進み、その更新のための投資増大が大きな負担となり、企業経営がさらに厳しくなることが懸念される。しかし、そのような状況下においても、公営企業には必要なサービスを将来にわたり安定的に提供していくことが求められており、そのためには経営や資産等を正確に把握し、中長期的な視点による経営計画や施設等更新計画の策定が必要となる。さらに、施設や設備の老朽化更新のために料金改定が必要となることも想定される。その場合において、原価計算に基づく料金算定等、行政の透明性を高め、住民の理解を得ることが必要となる。これらの背景により、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等への取組みが必要となってくることから、公営企業会計の適用が推進されているのである。（資料2）

資料2

### 公営企業会計の適用の推進について(背景)

公営企業は、地域の住民サービスを担う企業であり、経済性の発揮と公共の福祉の増進が必要。その財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、下水道事業、簡易水道事業等は地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定(地方公営企業法第2条。現在、下水道事業においては15.2%、簡易水道事業においては19.7%の団体が適用(平成25年度公営企業決算))。現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進。

#### 公営企業会計の適用関係(地方公営企業法)

水道事業  
工業用水道事業  
軌道事業  
自動車運送事業  
飲道事業  
電気事業  
ガス事業

① 地方公営企業法全部適用  
財務(公営企業会計)、組織、職員の身分取扱い等、法の規定のすべてが当然に適用される

病院事業

② 地方公営企業法一部適用  
財務(公営企業会計)規定のみ適用される(各団体の判断ですべて適用することも可能)

簡易水道事業  
下水道事業  
船舶事業  
港湾整備事業  
市場事業  
と畜場事業  
観光事業  
宅地造成事業 等

③ 地方公営企業法任意適用  
各団体の判断で、法の全部(①)か一部(②)を条例で適用することが可能

#### 公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上  
発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。

- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能  
予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。

- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

### 3 公営企業会計適用によるメリット

では、公営企業会計を適用するどのようなメリットがあるのだろうか。「地方公営企業法

の適用に関する研究会」は、次の5項目を公営企業会計適用によるメリットとして挙げている。  
① 損益情報・ストック情報の把握による適切な経営方針・経営計画の策定

2で述べたとおり、今後厳しい経営環境の中で持続的にサービスを提供していくためには、中長期的な視点による経営計画や施設等更新計画の策定が必要となる。そのためには、ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するとともに、資産の現状を把握し、適切に管理することが重要であるが、現金主義・官庁会計の場合、的確な損益や資産の把握ができないため、公営企業会計を適用することでその把握が可能となる。

② 企業間での経営状況の比較  
複式簿記・発生主義による公営企業会計を適用することにより、貸借対照表や損益計算書が作成され、公営企業の経営状況全般をよりの確に把握することが可能になるとともに、それぞれの公営企業がその経営状況等を他の公営企業と比較することが容易かつ的確なものとなる。

③ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上  
公営企業会計においては、収入予算及び支出予算ともに款項の区分が概括的に定められているほか、地方公営企業法第二十四条第三項の規定により、業務量の増加に伴い収入が増加する場合は、当該業務に要する経費について予算の枠を超える支出をすることができる等、予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となるため、経営の自由度が向上し、

ひいては住民ニーズへの迅速な対応や経営の効率化、サービスの向上につながる。

#### ④ 住民や議会によるガバナンスの向上

公営企業会計の適用により、比較可能で財務状況を把握しやすい会計の採用、決算の早期化など、開示の充実がなされ、住民や議会によるガバナンスの向上が期待される。

#### ⑤ 企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成

発生主義など企業会計的な財務処理の知識やノウハウを持った有為な人材、最小の経費で最大の効果の発揮を図る経営マインドを持った人材が育成される。

## 4 大臣通知等の内容

冒頭でも述べたとおり、大臣通知が発出され、また、同日付で大臣通知の内容を踏まえ、総務省自治財政局長から「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（総財公第十九号）（以下「局長通知」という。）が通知された。この項では、大臣通知及び局長通知の内容について解説する。

### ① 集中取組期間

平成二十七年から平成三十一年度までの五年間を「集中取組期間」とし、地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するよう要請している。この期間については、先行適用団体の移行年数が平均で三年程度であったこと、固定資産台帳の整備や会計システムの改修等の特性等を考慮して設定されたものである。

### ② 対象事業

公営企業会計適用に関し、重点対象事業として、下水道事業及び簡易水道事業が挙げられている。この二つの事業については、資産の規模や企業債等の債務残高が法非適用事業の中でも特に大きいこと、施設の老朽化が進み、資産の確かな把握による経営管理の必要性が高まっていること、人口減少時代であっても

住民生活に不可欠なサービスとして事業を継続していく必要があることなどから重点対象事業とされたものである。また、下水道事業及び簡易水道事業の中でも人口三万人以上の市区町村については五年間の集中取組期間内に公営企業会計に移行することを特に要請している。一方、人口三万人未満の市区町村については、できる限り移行することが必要であるとされている。なお、公営企業会計を適用していないその他の企業についても、集中取組期間内に各地方公共団体の実情に応じて移行することが望ましいとされている。

### ③ 支援措置

集中取組期間における公営企業会計の適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため次のような支援を実施することとされている。（資料3・

#### 4

#### (二) 財政措置

これまで公営企業会計の適用に要する経費については、下水道事業及び簡易水道事業に限り、特別交付税措置の対象とされていたが、今回の要請に当たり、全ての地方公営企業法非適用事業を対象とした公営企業債が措置されている。（公営企業会計適用債）。対象経費となるのは、公営企業会計適用に直接必要な経費である基礎

### 公営企業会計の適用推進に係る支援措置等①

平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において、現在、公営企業会計が適用されていない事業について、重点事業(下水道事業及び簡易水道事業)を中心に、その適用を要請。  
適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため、以下の支援を実施。

#### 1. マニュアルの公表

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を公表。

#### 2. 地方財政措置(平成27年度～平成31年度)

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
  - ・ 発行対象事業 : 地方公営企業法非適用事業
  - ・ 発行対象経費 : 公営企業会計の適用に直接必要な経費  
(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)  
※ 公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。
  - ・ 充当率等 : 地方債の充当率100%、民間等資金、償還年限10年以内
- 下水道事業及び簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。
  - 例) 下水道事業(処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道) : 49%
  - 簡易水道事業 : 50%
  - ※ 従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体については、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

資料 3



資料 4

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等②

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」を公表。

4. アドバイザー派遣

- 公営企業等の経営改善（公営企業会計の適用を含む。）等の取組を支援するため、希望する市町村等に対して、総務省が委嘱した地方公営企業等経営アドバイザーを派遣し、個別具体的な助言を実施。
- 下水道事業及び簡易水道事業を中心に公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に支援。
- 3月上旬に派遣希望団体を募集予定。

5. 研修等の実施

- 公営企業会計への移行等を支援するため、各種研修を実施予定。  
例：本年7月上旬に全国市町村国際文化研修所（JIAM）、来年2月に市町村職員中央研修所（JAMP）において研修を実施予定。
- 地方公共団体金融機構において、都道府県等が主宰する市区町村を対象とした公営企業会計への移行等に関する研修会等に専門家を派遣する予定。

上記のほか、

- ・ 公営企業会計の適用に係る取組状況（移行予定時期等）を調査、公表予定
- ・ 「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」の更新予定

業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じることとされている。  
（二） 地方公営企業法の適用に関するマニュアル

総務省は、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」を開催し、同研究会からの提言を踏まえ、各地方公共団体に対し、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を示した。このマニュアルは、公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順や留意点、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等が取りまとめられたものである。また、併せて移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を策定し、公表している。

（三） 先行事例の紹介、質疑応答集  
公営企業会計への移行作業を行うに当たり、先行適用団体がどのような作業を行ったかということを確認しておくことが重要であることから、総務省が先行適用団体の調査を行い、「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」として取りまとめ、公表している。

また、実務的によくある質問については、「質疑応答集」として公表しており、今後必要に応じて内容の更新に取り組むことが予定されている。

（四） アドバイザー派遣及び研修等の実施

公営企業等の経営改善（公営企業会計の適用

を含む。）等の取組を支援するため、希望する市町村に対して、総務省が委嘱した地方公営企業等経営アドバイザーを派遣し、個別具体的な助言を実施している。平成二十七年について、地方公営企業法の適用関係に重点が置かれ、当該事業が実施されている。（今年度、本県における希望市町村はなし。）また、公営企業会計への移行等を支援するため、全国市町村国際文化研修所、市町村アカデミーにおいて公営企業会計の適用に関する自治体向けの研修会を開催することとしている。（全国市町村国際文化研修所は平成二十七年七月に開催。）

5 おわりに

公営企業会計への移行事務は相応の時間を要する作業であり、予算、人員等の確保が必要であるとともに、各公営企業に携わる職員の負担も大きくなるであろう。しかし、人口減少社会が到来した今、厳しい経営環境を乗り越え、住民生活に不可欠なサービスを継続的に提供していくためには、現状を的確に把握した上で、中長期的視点に立った計画的な経営を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められており、公営企業会計の適用は避けて通れない課題であると言える。こうしたことから、法非適用の公営企業を有する市町村においては、総務省から提供される支援策が活用できる平成二十七年から平成三十一年度までの集中取組期間に、公営企業会計の適用に積極的に取り組まれることをお願いしたい。

# 山村振興について

地域振興課主事（地域企画担当） 馬場達郎

## はじめに

山村は国土の約五割、森林の約六割を占め、農林業者が居住し、農林業生産活動を行うことを通じて、国土の保全水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っています。しかしながら山村は、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にあるほか、過疎化、高齢化が進み、農林地の管理が十分に行われななどの問題が深刻化しています。

ここでは、山村振興法による山村の振興を図るための取組について紹介します。

## 山村振興法について

### 一 主な内容

#### 1 目的

この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成およびこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民福祉の向上並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域

格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。（山村振興法第一条抜粋）

### 2 振興山村の指定

主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聞いて、振興山村を指定します。

要件として、旧市町村（昭和二十五年二月一日時点の市町村）単位に林野率（昭和三十五年）七五%以上かつ人口密度（昭和三十五年）一・一六人／町歩未満等があります。

本県において、振興山村を含む市町村は、全二四市町村の内一一市町村です。

（資料1参照）

### 3 山村振興基本方針

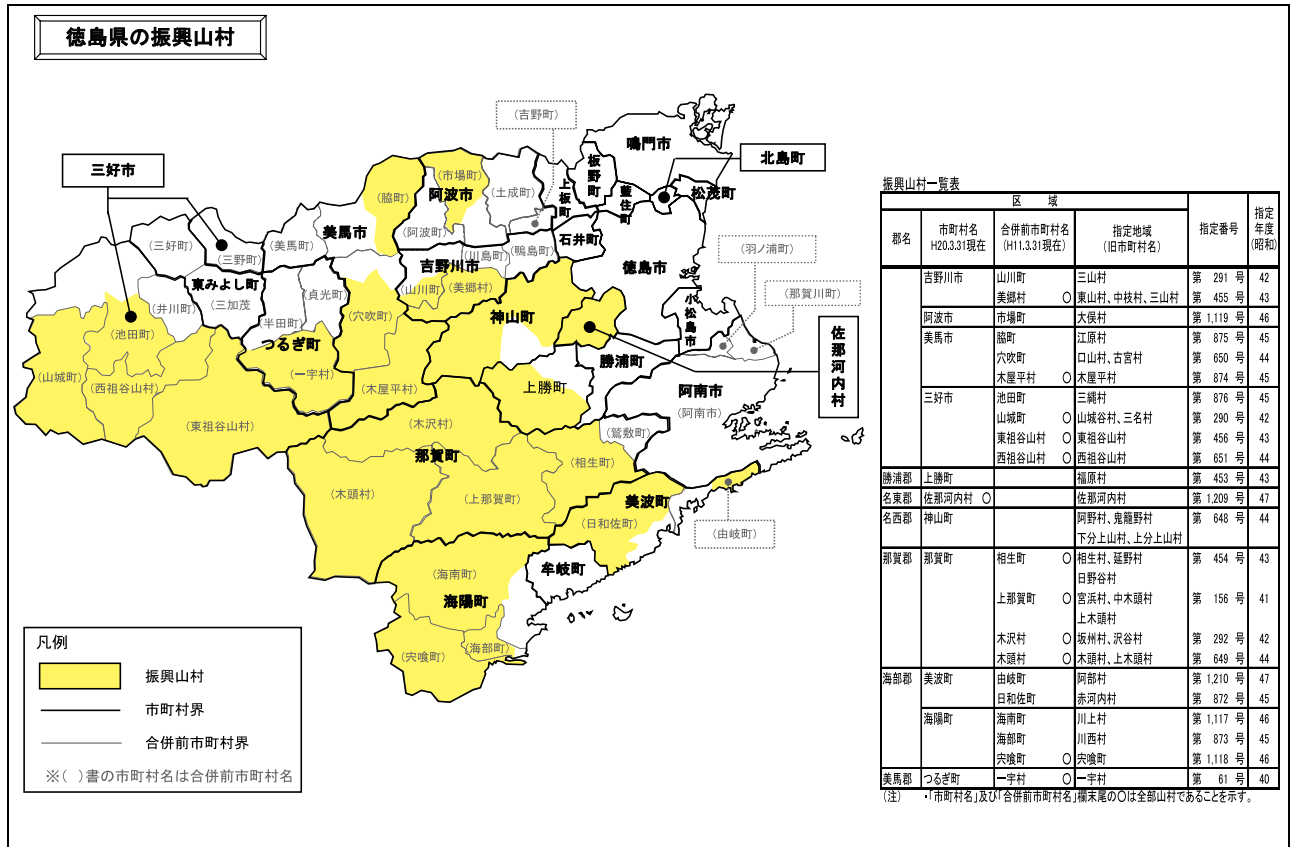
山村振興法では、都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針を定めることができるとされており、この方針は、市町村が山村振興計画を定める際の指針となります。

山村振興基本方針にはおおむね次に掲げる事項について定めるとされています。

(一) 山村振興の意義及び方向に関する事項  
 (二) 交通通信体系の整備、山村における及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的な事項

(三) 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資

(資料1)



- 源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業の振興のための施策に関する基本的な事項
- 4 山村振興計画
- 都道府県が策定する山村振興基本方針に基づき、市町村が山村振興計画を策定します。計画に基づく事業が円滑に実施されるよう助成等が措置されています。
- 山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとされています。
- (一) 振興の基本方針
  - (二) 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策に関する事項
  - (三) 農業経営及び林業
- 経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業（振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業の振興のための施策に関する事項
- (四) 医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善のための施策に関する事項
  - (五) 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項
- 二 山村振興法改正について
- 山村振興法は、山村地域における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、他地域との格差の是正及び国民経済の発展を図ることを目的として、昭和四十年に時限法として、議員立法で成立し、以降、十年ごとに、期限延長と改正を経て、今日まで、本法の山村振興計画に基づき、産業基盤の整備や生活環境の整備等が推進され、山村地域の経済力の培養と住民福祉の向上が図

られてきたところです。しかしながら、山村を巡る状況は、人口の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の拡大、林業の停滞等、依然として厳しいものがあります。一方、山村地域は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、山村の有する多面的機能の発揮に重要な役割を担っています。このような状況を踏まえ、平成二十七年四月一日に山村振興法の一部を改正する法律及びその関係省令が施行されました。

### 三 山村振興法改正の概要について

山村振興法の一部を改正する法律では、平成二十七年三月三十一日をもって期限となる本法の有効期限を十年間延長するとともに、基本理念の新設、目的規定や産業振興及び住民福祉に関する規定の充実等が行われました。

目的規定には、「基本理念」の新設について明らかにするとともに、山村の置かれている現状を踏まえ、「山村の自立発展」、「山村における定住の促進」、「山村における人口の著しい減少の防止」等が新たに法目的として追加されました。

新設された基本理念には、山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ること、また、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形

(資料2)

## 山村振興法の一部を改正する法律の概要

### 1 背景

- 山村は、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が顕著。
- 地域が支える山村の有する多面にわたる機能の発揮に支障を来すおそれ。

- 地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図る。
- 介護サービスの確保等を促進し、住民の福祉の向上を図ることにより、山村における定住等を促進することが必要。

### 2 基本理念

- 山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。
- 山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。  
(第2条の2)

### 3 期限の延長

- 法期限を10年間延長（平成37年3月31日まで）。

### 4 目的規定の充実

- 目的に「山村の自立的発展の促進」、「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」等の文言を追加。  
(第1条)

### 5 地域内発的な産業振興及び住民の福祉の向上に関する施策の促進

- 山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。  
(第3条、第7条の2、第8条)
- 山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できるとし、当該事項を記載して地域内発型の産業振興を図ろうとする市町村を支援するため、**税制特例措置（割増償却）**等を措置。  
(第8条～第8条の9、第13条)
- 市町村等への交付金に関する規定を新設し、「地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の措置を講ずるものとする」旨を規定。  
(第10条第2項)

### 6 その他

- 定義規定の「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」という文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に変更。  
(第2条)
- 国及び地方公共団体の配慮規定として、「介護給付等対象サービス等の確保」、「教育環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用の推進」を追加。  
(第19条の2ほか)

成及び地域間交流の促進等による山村における定住の促進を図ること、を旨として行わなければならないことが規定されています。  
(資料2参照)

## 山村の状況と今後の方向

### 一 山村の現状

山村振興法に基づき指定された「振興山村」を有する市町村（以下「山村」という。）の数は、全国で七三四（全市町村数の四三％）となつて

います。  
振興山村は、広大な森林と豊かな自然環境を有しており、全国の林野面積の六一％、耕地面積の二二％、総人口の三％を占めています。

### 二 山村の果たす役割

山村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しています。こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものであり、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなどの重要な役

割を果たしています。

### 三 人口動向と高齢化

振興山村の人口は、昭和四十年から平成二十二年までの四十五年間で四二%減少し、平成二十二年における六五歳以上の割合は三四%（全国平均二三%）となっています。また、就業人口は、昭和五十五年から平成二十二年までの三十年間で三二%減少しています。

### 四 生活環境の整備状況

道路の整備は、全国、一部山村及び全部山村とも同等の伸び率で進展しています。また、主要道路の舗装率は、全部山村で約九四パーセント（全国約九七%）と一定の水準に達しています。下水処理施設の整備を水洗化率でみると、全国との格差が縮小する傾向にあります。特に、全部山村において平成二十二年は七〇%（全国九二%）と、まだ十分と言えない水準にあります。学校数は一貫して減少し、昭和五十年と平成二十二年とを比較すると、小学校数は四九%減少（全国は一%減少）、中学校数は四一%減少しています。

病院の診療所数は、人口当たりで見ると全部山村で、全国比五八%（平成二十二年）であり、近年は減少傾向にあります。

### 五 市町村の財政状況

山村の財政力指数は平均で〇・三九、全部山村のみでは〇・二四となっており、全国平均の〇・五三を大きく下回り、厳しい財政状況となっております。

### 六 山村振興の課題

山村では、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が他地域に比べ顕著であり、このままでは山村の有する多面にわたる機能の発揮を支える地域社会が衰退するおそれがあります。

山村の維持・発展を図るためには、地域における所得と雇用を確保することが不可欠ですが、山村の立地条件等により、他地域からの産業導入にはおのずから制約があります。

このような状況を踏まえ、今後の山村振興については、林業及び農業が地域の基幹産業となっており、特徴ある生産物を生み出していること、豊かな森林、優れた景観や自然環境等に恵まれていること、といった山村の特性を活かし、農林水産物等の地域資源を活用した地域内発的な産業振興により、山村の所得と雇用の確保を図っていくことが必要です。

### 七 山村振興の今後の方向

山村において内発的な産業振興を図るためには、地域の努力と創意工夫の下で、豊かな地域資源の活用を一層促進することが重要です。

このため、農林水産物の生産のみならず、加工品の開発等による高付加価値化や、農林水産物の販売等までを一貫して地元で行う取組や、山村の優れた景観等を観光資源として活用しつつ、都市との交流を促進し、都市住民の需要を取り込むといった取組を推進し、所得と雇用の確保を図るとともに、高齢者等の福祉の増進、

教育環境の整備等を行うことにより、山村への定住の促進につなげていく必要があります。

このような取組を推進するために、市町村が作成する山村振興計画に即し、農林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた取組、地域内に立地し地域の農林水産物等を加工・販売する取組等に対し、支援措置を講ずる必要があります。

注1…市町村の全域が「振興山村」となっている市町村を「全部山村」、市町村の一部が「振興山村」となっている市町村を「一部山村」という。

## 山村振興に係る主な支援措置

### 一 山村活性化支援交付金

#### 1 趣旨

山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在します。近年、都市住民を中心にゆとり、やすらぎの場としても山村の評価が高まっているところですので。

山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要であり、このため、本交付金は、薪炭・山菜等の山村の未利用資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための活動を支援するものです。

#### 2 内容

(一) 地域資源の賦存状況及び利用形態等の

(資料3)

～ 山村活性化支援交付金 ～

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在しています。近年、都市住民を中心に、ゆとり、やすらぎの場としても山村の評価が高まっているところです。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要です。
- 地元の所得や雇用の増大に向け、薪炭・山菜といった山村の豊かな地域資源等の潜在力を再評価し、それら地域ぐるみで活用するための取組を支援します。

※ 本事業は、ソフト活動を支援するものです。

支援内容

補助率：定額 (1地区あたり上限 1,000万円)

- 地場の農林水産物やその加工品など山村の魅力ある地域資源の賦存状況、利用形態等の調査を支援します。

- ・地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能性・方法等の調査
- ・農林水産業に関連する地域の人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査等



現地での調査

- 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、技術研修などの人材育成を支援します。

- ・農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査
- ・実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催
- ・活動計画づくりに向けた調査・検討
- ・取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等



合意形成・計画づくり

- 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践を支援します。

- ・地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査
- ・その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践
- ・ICTやパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信
- ・商品パッケージ等のデザイン検討等



地域産品の加工及び商品化

事業要件

- 山村振興法に基づき指定された振興山村の活性化に向けた取組であること。
- 山村の地域資源を活用して所得・雇を増大する取組であること。(所得や雇用の増大に関する目標を設定)
- 農林水産業やそれを担う地域の振興を主目的とする取組であること。

<地域資源の活用イメージ>

- ・エネルギー資源(薪炭、間伐材等)の利用体制の整備
- ・食材(山菜、きのこ、伝統野菜等)を活用した新商品の開発
- ・伝統工芸品(木工品、竹細工等)の新たな需要創出



事業実施主体

振興山村を有する市町村 又は 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会

対象地域

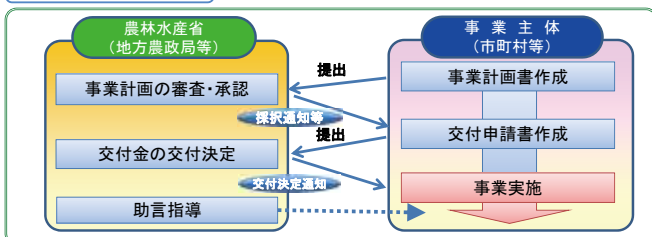
山村振興法に基づき指定された振興山村

※山村振興計画が策定されていること

事業実施期間

原則3年間で上限

事業の申請手続き等



- 詳細につきましては、以下にお問い合わせください。
- 農林水産本省農村振興局中山間地域振興課 : 03-3502-6005
  - 地方農政局地域整備課  
(東北) : 022-221-6293 (関東) : 048-740-0487 (北陸) : 076-232-4726  
(東海) : 052-223-4639 (近畿) : 075-414-9553 (中国四国) : 086-224-9422  
(九州) : 096-211-9783

調査	資源量調査、文献調査、聞き取り調査及び地域資源の管理・保全形態等調査等	3	対象地域	1	対象地域
(二)	未利用資源等を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり及び人材育成	3	山村振興法に基づき指定された振興山村	1	振興山村において、市町村が山村振興計画
(三)	大や地域外への販売促進及び付加価値向上等を図る取組の試行実践	6	補助率	2	特例内容
	マーケティング調査、地場農林水産物		定額(一地区あたり上限一〇〇〇万円)		五年間にわたる割増償却(普通償却限度額
	画づくり及び技術研修会等の開催等	5	(資料3参照)		の二四%(機械・装置)、三六%(建物等)なり
	住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催、地域資源活用への推進体制・組織の整備、実施計画づくり及び技術研修会等の開催等	5			
	住民によるワークショップ開催、地域資源活用への推進体制・組織の整備、実施計画づくり及び技術研修会等の開催等	5			
	振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会	6			

(資料4)

**振興山村における工業用機械等に係る割増償却  
《所得税・法人税》**

振興山村<sup>※1</sup>市町村が指定する産業振興施策促進区域において、地域資源を活用する製造業<sup>※2</sup>や農林水産物等販売業<sup>※3</sup>を営む中小企業者(個人・法人)が、それらの事業に使用する機械や建物を取得又は建設した場合に、割増償却ができます。

※1: 林野率が高く、かつ人口密度が低い地域で、山村振興法の規定に基づき指定された区域  
 ※2: 産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業  
 ※3: 産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

**1. 特例の内容**

(1) 特例の内容

振興山村において、市町村が産業振興施策促進事項を記載し、関係大臣の同意を得た場合、当該事項で定める区域において、中小企業者(従業員千人以下の個人又は資本金1億円以下の法人)が機械等資産の取得等を行い、事業の用に供した年度から5年間、通常の償却限度額に普通償却限度額の一定割合に相当する額を加えた額まで、当該資産の償却費を計上し、必要経費に含めることができます(割増償却制度)。

(2) 割増償却が可能な対象業種及び割増償却率等

対象業種	取得価額	特例内容
地域資源を活用する製造業	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円超)	5年間にわたる割増償却 (普通償却限度額の24%(機械・装置)、 36%(建物等・構築物))
農林水産物等販売業	500万円以上	

(3) 適用期限

平成29年3月31日



**2. 特例の効果**

<具体例>

A県B村(振興山村)の製材業者Cは、製材用の機械を購入した。

【前提条件】

- ・ 償却前の課税所得額 1,000万円
- ・ 機械の取得価額 2,800万円
- ・ 法定耐用年数 8年
- ・ 償却方法 定額法
- ・ 法人税率 23.9%

(単位:万円)

項目	通常償却	割増償却
① 償却前の課税所得額	1,000	1,000
② 償却額	普通償却額	350 <sup>※1</sup>
	償却上乘せ分	—
	年償却額計	350
③ 課税所得額(①-②)	650	566
④ 年法人税額(③×23.9%)	155	135

※1 普通償却額 2,800万円÷8年=350万円/年  
 ※2 割増償却額 350万円×24.0%=84万円(5年間にわたり普通償却額に上乘せ)

**5年間で100万円の減額!**

通常の場合の法人税額は年155万円ですが、割増償却した場合には年135万円となり、通常の場合と比べ、20万円×5年間=計100万円の減額となります。  
 (※割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。)

担当部署	農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課 調査調整班
お問い合わせ先	(代表)03-3502-8111(内線)5631 (直通)03-3502-6005

- 3 対象事業者
- (一) 地域資源を活用する製造業
  - (二) 農林水産物等販売業
- 4 取得価格要件
- (一) 地域資源を活用する製造業  
取得価格500万円以上(資本金5000万円以下)
  - (二) 農林水産物等販売業  
取得価格1000万円以上(資本金5000万円超)

おわりに

前述したとおり、山村を取り巻く環境は、未だ厳しい状況となっておりますが、山村には食料、エネルギー源、観光資源など様々な資源が豊富にあります。近年では、国を挙げて地方創生への様々な取組がなされておりますが、これら山村が有する多面的機能の発揮は、特に振興山村を持つ市町村が地方創生を考える上で、大きなテーマであ

ると思います。今回紹介した山村活性化交付金は、この度の法改正により、新たに設けられたものです。また、工業機械等に係る割増償却についても、平成二十七年年度の税制改正により、従来から、対象業種の見直しや、取得価格要件の引き下げなどが行われるなど、制度を利用しやすくなってまいります。山村振興から地方創生、そして日本創成へ、各種支援の活用を御検討ください。

平成二十九年三月三十一日  
 (資料4参照)

# マイナンバー制度導入へ向けた 講ずべき安全管理措置について

地域振興課主事（情報企画担当） 黒 須 洋 子

## はじめに

いよいよ、平成二十七年十月五日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）が施行され、住民票を有する全ての国民に個人番号（以下「マイナンバー」という。）が通知される。また、平成二十八年一月一日からは、「社会保障・税・災害対策」の三分野においてマイナンバーの利用が開始されることとなる。

現在、各自治体において、マイナンバーの利用に向け、システム改修や個人情報保護条例の改正、マイナンバーの利用に関する条例の策定、マイナンバーの取扱い事務に関する業務フローの見直し等様々な準備が進められている。一方で、マイナンバー制度導入に必要となる情報や財政支援は不足しており、各自治体は対応に苦慮している状況にある。さらに、去る五月、日本年金機構から基礎年金番号や氏名など膨大な個人情報が見え出し、国民に不安を与え、制度の円滑な導入を阻害しかねない事態が発生した。

本稿では、マイナンバー制度に対する、情報漏えいや不正利用に係る国民の不安を払拭し、信頼される社会基盤として導入するために、自治体が確実に対応の必要となる安全管理措置について説明することとする。

（資料1）

## 社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

### 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを交換して得られる個人番号（12桁）を指定し、通知カードにより本人に通知

### 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

### 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号（13桁）を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

### 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

### 情報連携

- 複数の機関において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

### 個人番号の利用分野

社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

➢ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

マイナンバーとは、先にも述べたように、住民票を有する全ての国民に一人一つの番号を付し、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために

## マイナンバー制度の概要



(資料2)

個人番号カードの様式(案)



【おもて面】

【うら面】

本年十月五日以降、個人にはマイナンバーが記載された「通知カード」が、住所地市町村から転送不要の簡易書留にて世帯主宛に送付される。国民は、行政機関の窓口等でマイナンバーの提供を求められた際には、通知カードを提示し、各種申請届出等を行うこととなる。

また、平成二十八年一月以降、「個人番号カード」(資料2)の交付が

に活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤である。(資料1)

平成二十八年一月以降、税の手続きや医療保険、雇用保険等の社会保障手続きにおいて、マイナンバーの利用が開始される。また、平成二十九年一月からは国の機関間において、平成二十九年七月からは地方も含めた情報連携が始まることとなり、申請時の課税証明書等添付書類の省略など、国民の負担軽減・利便性の向上が図られることとなる。

開始される。「個人番号カード」とは、本人の申請により交付されるもので、表面には、氏名・住所・生年月日・性別の四情報及び顔写真が記載され、裏面には、マイナンバーの記載と電子証明書とアプリを格納することができるICチップが搭載されている。個人番号カードは、マイナンバーを証する書類としてだけでなく、本人確認の際の公的な身分証明書として利用することもできるため、広く普及することが期待されている。また、個人番号カードは、平成二十九年一月から利用が予定されているマイナポータルへのログインに必要となり、マイナポータルにより自己の特定個人情報及び行政機関による自己の情報提供記録を専用ポータルサイトで確認できるほか、行政機関からの必要なお知らせや情報の受け取り、各種行政手続のオンライン申請等ができるようになる。さらに、自治体は条例を制定することにより、ICチップの空き領域を独自に利用することができ、印鑑登録証や図書カード等将来的には様々なサービスを個人番号カードで受けることが可能となる。また、公的個人認証サービスの民間開放も検討されており、オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引等に利用されることも期待される。(資料3)

(資料3)

個人番号カードのメリット

<p><b>個人番号を証明する書類として</b></p> <p>○個人番号を証明する書類として、個人番号カードを提示</p> <p>○所得総額の軽減向上 ○公平・公正な社会を実現</p> <p>番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。</p> <p>券面</p>	<p><b>各種行政手続のオンライン申請</b></p> <p>○電子申請(e-Tax等)の利便 ○行政からアプリ型の情報(お知らせ)を取得</p> <p>○行政の効率化 ○手続き遅れによる損失の回避</p> <p>マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。</p> <p>電子証明書</p>
<p><b>本人確認の際の公的な身分証明書として</b></p> <p>なりすまし被害の防止</p> <p>○個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分、唯一のカード。 ○金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。</p> <p>券面</p>	<p><b>各種民間のオンライン取引/口座開設</b></p> <p>○インターネットにおける不正アクセスが多数 →公的個人認証サービスの民間開放 ○インターネットへの安全なアクセス手段の提供</p> <p>オンラインバンキング等を 安全かつ迅速に利用</p> <p>電子証明書</p>
<p><b>付加サービスを搭載した多目的カード</b></p> <p>■市町村等→印鑑登録証、図書貸カード等として利用可能 ■国→健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中</p> <p>将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化</p> <p>券面</p>	<p><b>コンビニなどで各種証明書を取得</b></p> <p>○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。</p> <p>○住民の利便性向上 ○市町村窓口の効率化</p> <p>アプリ</p>

自治体が講ずべき安全管理措置について

番号法第十二条では、「個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」とされており、これに伴い、特

特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として、「特定個人情報の取扱いに関するガイドライン」が公表されている。

自治体は、特定個人情報を取り扱うにあたり、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確にした上で、特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にしなければならない。また、組織として、特定個人情報の適正な取扱いの確保について、安全管理に関する基本方針を策定し、個人情報の保護に関する取扱規程等の見直し、特定個人情報を取り扱う体制整備、情報システムの改修等の取り組みを行わなければならない。以下に自治体が講ずべき安全管理措置の内容について記す。（資料4）

**A. 基本方針の策定**

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むために基本方針を策定し、明確化する。基本方針の策定方法として、新たに特定個人情報保護のための基本方針を策定する方法と、既存の個人情報の取扱いに関する基本方針を改正する等の方法がある。

**B. 取扱規程等の見直し等**

特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直しを行わなければならない。「取得する段階」「利用を行う段階」「削除・廃棄を存する段階」「提供を行う段階」「削除・廃棄を行う段階」等管理段階ごとに取扱い方法や責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定

（資料4）

安全管理措置（講ずべき安全管理措置の概要）

講ずべき安全管理措置の項目

- A 基本方針の策定
- B 取扱規程等の見直し等
- C 組織的安全管理措置
  - a 組織体制の整備
  - b 取扱規程等に基づく運用
  - c 取扱状況を確認する手段の整備
- D 人的安全管理措置
  - a 事務取扱担当者の監督
  - b 事務取扱担当者の教育
- E 物理的安全管理措置
  - a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
  - b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- F 技術的安全管理措置
  - a アクセス制御
  - b アクセス者の識別と認証
  - c 不正アクセス等の防止
  - d 情報漏えい等の防止
- d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備
- e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
- d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
- e 不正アクセス等の防止
- d 情報漏えい等の防止

ガイドラインに示す安全管理措置の項目以外にも、保有する特定個人情報等の性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討の結果に基づき、情報漏えい等事案の未然防止及び検知並びに事案発生時の拡大防止等の観点から、適切に判断してください。



**C. 組織的安全管理措置**

a. 組織体制の整備

総括責任者や保護責任者、監査責任者の設置及び責任の明確化、事務取扱担当者及びその役割の明確化、取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化等責任所在を明らかにした適切な組織体制を整備する。また、特定個人情報

め、明確にする。

等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化は、各部署の混乱を招かないためにも重要である。

b. 取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除防止のために必要な措置を講ずる。

c. 取扱状況を確認する手段の整備

特定個人情報ファイルの取扱い状況を確認できる手段を整備する。

d. 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備するとともに、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表するなどの対応を行う。

e. 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

監査責任者は、特定個人情報の管理の状況について、定期又は随時に点検又は監査を行い、その結果を総括責任者に報告する。総括責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直しなど必要な措置を講ずる。

**D. 人的安全管理措置**

a. 事務取扱担当者の監督

総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適切に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適

切な監督を行う。

b. 事務取扱担当者の教育

総括責任者及び保護責任者は、事務取扱担当者等に、特定個人情報等の適切な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚等を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

**E. 物理的安全管理措置**

a. 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）及び情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。管理区域において、入室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制御、外部からの不正な侵入に備えた施錠装置等の設置など必要な措置を講ずる。

b. 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、セキュリティワイヤー等による機器の固定や施錠できるキャビネット・書庫等への保管など、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。

c. 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム

端末等への接続の制御等の必要な措置を講ずる。取扱規程等の手続きに基づき、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、持ち出しデータの暗号化、パスワード保護、封緘、目隠しシールの貼付等容易に判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。

d. 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。マイナンバー若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことに付いて、証明書等により確認する。

**F. 技術的安全管理措置**

a. アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、アクセス権を有する者に付与する権限の最小化、ユーザーIDによる事務取扱担当者の限定等適切なアクセス制御を行う。

b. アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、

事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するよう、ユーザーIDやICカード、生体情報等の必要な手段を講ずる。

c. 不正アクセス等の防止

情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。また、個人番号利用事務の実施に当たり接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。

d. 情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化やデータのパスワードによる保護等、必要な措置を講ずる。

おわりに

本稿で説明したとおり、マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するために必要な制度である。その制度を着実に導入するためには、自治体では「セキュリティ対策」と「個人情報保護対策」に万全を尽くし、国民の信頼を得られる制度となるよう安全管理措置を確実に講ずる必要がある。安全管理措置を施すことは、国民の大切な個人情報を守ることはもとより、自治体の信頼と財産を守ることに繋がるため、しっかりと取り組んでいただきたい。

# こちら編集部

先月引っ越しました。いろいろと買う物があり、休日のたびに近所のホームセンターや家電量販店へ足を運んでいました。新居では何がどこにあるのかわからない状態がしばらく続きましたが、ようやく落ち着いた生活が送れるようになりました。最初は身の回りのことしか見えてなかったのですが、最近では周辺の景色に目を向ける余裕が生まれました。今までとは違う通勤風景や窓からの景色を楽しんでいます。でも、何よりの楽しみは、美味しそうなお店はないかな…とワクワクしながら散策することです。早速気になるお店を何軒か見つけたので、今度入ってみたいと考えています。これぞ引っ越しの醍醐味！と感じています。

S

甘いものがやめられない私。一年中いろいろなスイーツを食べていますが、この時期一番のお気に入りには、「フォンダンショコラ」。中からアツアツなチョコレートがとろ〜り出てくるところがもうたまりません。お店で食べることも多いですが、最近電子レンジで温めるタイプを発見してしまいました。そのおかげで「暖かい部屋でぬくぬくまったりとしながら、アツアツなショコラを食べる」という至福の時間が実現しています。

寒い日は見るのが恐ろしい体重計にはあえて乗らず、フォンダンショコラと一緒にぬくぬくまったりと過ごしたいと思います。

U

## 阿波の自治より募集のお知らせ

### 写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

### 情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

### 原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

### ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

---

## 阿波の自治 vol.87

平成 27 年 12 月 発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会  
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階  
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

---

みなさ～ん  
宝くじは徳島県内で  
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

**宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。**

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。